ISSN 0918-7618

季刊

労働総研

クォータリー

2003年秋季号

特集 時の焦点を読む

アメリカの「雇用なき景気回復」のゆくえ 「日本経済団体連合会新ビジョン」を斬る 労働力政策の新段階―若者自立・挑戦プラン
 中本
 悟

 三好
 正巳

 山田
 降



国際・国内動向

公務労働者の組織化とILOの活用

――4カ国労働組合の国際交流報告

加藤 益雄

リストラ反対の新たな運動の発展方向示す

――リストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流集会

篠塚 裕一

書評

戸木田嘉久著『労働運動の理論発展史(上・下)』

大木 一訓

[論点] トヨタ生産システムをどう読むか

千田忠男著『現代の労働負担<mark>』・大野威著『リーン生産方式の労働』・</mark>

伊原亮司著『トヨタの労働現場』

桜井 善行

新刊紹介

近松順一著『戦後高度成長期の労働調査』

藤吉 信博

矢吹紀人・相野谷安孝著『国保崩壊』、全労連編『社会保障読本』

相澤 與一

イラク戦争の第一撃は横須賀配備艦のトマホーク攻撃から!

山根隆志・石川

湾岸戦争以来、事実上13年間継続したイラク戦争。在 日米軍はどう動き、日本の基地はどのような役割を 果たしたのか。朝鮮半島などアジア情勢に対応した 動きとともに、在日米軍と出撃・中継・補給拠点の実 態を検証し、今後の展開を探る。米軍を支える「思い やり予算」の25年を分析し、異常な対米従属構造を浮 き彫りにする。 〈四六判〉本体1600円(税別)

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

日本映画の再生めざし奔走する著者の最新評論集!

山田和夫著 (A5判・上製) 本体3700円(税別) 日本映画の 歴史と現代 山田和夫

日本の現代史を偽造する映画「プライド」「ムルデ カ」に鋭い批判の論陣を張った著者の最新評論集。 貴重な前進座映画史をはじめ、山本・今井・黒澤・木 下らの映画作家論、「たそがれ清兵衛」「阿弥陀堂 だより」など最近の話題作の作品論まで、日本映画 の伝統と可能性を見すえた力作評論を集大成。巻 末に邦画作品データ一覧。

105700

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

労働総研クォータリー

第52号 (2003年秋季号)



—— 目 次 ——

特	集●時の焦点を読む		
	■アメリカの「雇用なき景気回復」のゆくえ中本	悟	2
	■「日本経済団体連合会新ビジョン」を斬る三好	正巳	5
	■労働力政策の新段階―若者自立・挑戦プラン山田	隆	12
国際・	国内動向		
	■公務労働者の組織化とILOの活用―4カ国労働組合の国際交流報告 · · · · · · · · 加藤	益雄	18
	■リストラ反対の新たな運動の発展方向示す ―リストラ反対、雇用と地域経済を守る全国		
	·····································	裕一	21
書	評●戸木田嘉久著『労働運動の理論発展史(上・下)』大木 ●「論点」トヨタ生産システムをどう読むか	一訓	25
	千田忠男著『現代の労働負担』・大野威著『リーン生産方式の労働』・伊原亮司著『トヨタ	の労働現場	易』
		善行	33
新刊網	召介●近松順一著『戦後高度成長期の労働調査』	信博	37
	●矢吹紀人・相野谷安孝著『国保崩壊』、全労連編『社会保障読本』 相澤	與一	38

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

特集/時の焦点を読む

アメリカの「雇用なき景気回復」のゆくえ

中本 悟

アメリカ経済は1990年代の超長期の経済拡大の後に、2001年3月にリセッション(景気後退。2四半期連続でGDP成長率が対前四半期でマイナスになる)に入った。その後、2001年11月からGDP成長率はプラスに転じ、統計上は景気回復を示しているが、雇用情勢は目立って悪い。景気回復から2003年9月までの製造業における離職者数は累計で126万人。製造業を除くその他の業界を含めて雇用減は180万人。他方、ヘルスケアや臨時雇用などで雇用が増加したが、累計で9万7千人に過ぎない。

1991年から92年にかけての景気回復過程においても「雇用なき景気回復」(ジョブレス・リカバリー)が生じたが、今回のジョブレス・リカバリーはもっと大規模である。やっと直近の9月の雇用データによって、雇用は純増に転じたことが確認された。そこで本格的な景気回復には雇用、消費、投資の循環が必要であるが、現在のところでは再び年末から来年に向けて雇用削減が危惧されている。

以下では、第1に「雇用なき景気回復」を進めるアメリカン・コーポレートガバナンスを検討し、第2に現在もなお大きく資産効果に支えられている不安定な消費構造を探る。

アメリカン・コーポレートガバナンス

アメリカ経済は、1991年から2001年3月まで「ニューエコノミー」と称される超長期の景気拡大を経験した。それは、グローバリゼーションの進展と重なり、世界経済のなかで唯一の繁栄を誇ったアメリカの経済システムと経営システムが高く評価されることとなった。そして1997年のアジア通貨危機後の経済再建のために、アジア各国ではIMF緊急融資の条件(IMFコン

デショナリティ)としてアメリカ型の経済システムと企業経営(アメリカンコーポレートガバナンス)の導入が強制された。

この結果、韓国では韓国経済の特徴であった 財閥が解体され、また外国資本による韓国企業 の買収がドラスチィクに進んだ。こうして経済 システムと企業経営におけるアメリカン・スタ ンダードは、アジアにおける経済改革の強力な イデオロギーになったのであった。それは、バ ブル経済崩壊を経て長期の経済停滞に陥ってい る日本においても、「構造改革」を掲げる小泉政 権の強力なイデオロギーとなっているのは周知 のところである。

アメリカン・コポーレートガバナンスとは何か。それは端的にいえば、企業の経営目的は株主の利益を最大限にすることであり、その目的を達成するように企業は経営組織を構築すべしという考え方である。

そこで株主の利益とは何か。それは、株式を保有することによって生じるつぎの2つの利益である。それは、まず第1に自己資本利益率(ROE)などのような投下資本利益率であり、この比率が高いほど資本が有効に利用されたということである。それはまた、株主への高い配当の源泉の力強さでもある。したがって、雇用削減や資産売却によって企業規模や売り上げを縮小させても自己資本利益率が上昇すれば、株式市場によってそのリストラは高く評価され株価も上昇することになるので、ダウンサイジングが高く評価されることになる。

株主の利益の第2は、キャピタルゲイン(株式売却益)である。そのためには、株価の持続的 上昇が前提となる。したがって、3ヶ月ごとに 行われる企業の財務報告においては、企業は株

価を下げるような収益赤字を避けなければならない。この結果、企業経営が余りにも短期的視野で行われるという短期主義(short termism)の弊害が指摘されてきた。さらにはエンロンのように財務実態を隠蔽し虚偽の利益を発表することで、株価を上昇させようとするところもある。これらは株主資本主義というよりも株価至上主義というべきであろう。

アメリカの株式市場は1990年代に右肩上がりでブームが続いたが、とくにデル、シスコシステム、オラクルといったハイテク産業の花形企業はIT革命の寵児となり、それらの会社の株式は上昇を続けた。これらの企業は配当をしないで事業投資を行い、高い株価で株主に株式の時価額の増価という利益を与えてきた。そして経営陣には報酬としてストック・オプションと呼ばれる新株引受権を与え、高株価のもとで経営陣は多額のキャピタル・ゲインを取得した。しかしIT株価が2001年に入って低落するにつれて、株主たちは配当を求めるようになり、それに応じてビルゲイツ会長が率いるマイクロソフトは今年1月にはじめて配当を出した。

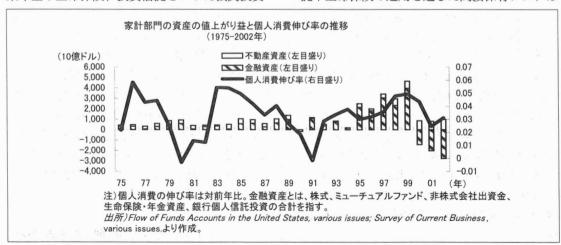
このようにアメリカン・コーポレートガバナンスとは、企業の目的を株主利益の最大化に求めるものであるが、ここでいう株主とはかつて存在したような個人大株主ではない。それは企業年金や生命保険、投資信託といった機関投資

家で、現代企業における大株主であるが、その 背後には企業年金などの個人の資産形成がある。

企業年金では企業は年金準備を積み立てなければならないし、このことは1974年退職者所得保障法によって義務付けられており、運用実績が悪い場合には企業が年金準備金を補填しなければならない。したがって企業年金の運用受託者である投資顧問業者や銀行信託部は、運用実績を高めるように委託元の企業からパフォーマンス競争を強いられる。そこで今度は、受託金融機関が投資先の企業経営を、ROEや株価を基準に評価するようになるのである。企業年金設置企業と年金運用受託金融機関および運用先の企業は、投資収益率をめぐって競争しているのであり、これこそ株式市場の圧力というものである。

家計の株式市場依存と資産効果による個人消費

今後の景気拡大にとって個人消費の拡大が重要であるが、91年以降の個人消費はそれまでにない特徴を示している。それは下図にみられるように、個人消費の伸びが金融資産の資産増価と連動するような資産効果が著しいことである。先にも述べたように、これは企業年金資産が増加し機関投資家が成長した結果である。株式の個人による直接の保有シェアは1995年の54%から2002年には46%に低下したが、年金や投資信託や生命保険の運用を通じた間接保有シェアは



特集/時の焦点を読む

同期間に逆に45%から54%に上昇した。

このように機関投資化が進むに連れて、株式の個人の直接保有よりも間接保有が多くなり、個人の意図とは無関係に個人の資産形成に株式市場が深く食い込むようになっている。個人金融資産に占める直接・間接の株式資産シェアは、株式市況が活況の極みにあった1999年には49%に達した。その後、2000年に入って株式市場が反転するに連れてそのシェアは急減し、2002年には33%にまで低下した。このような株式市場の動向に個人消費が規定されているのである。

個人消費を支えたいま一つの資産効果は、住 宅などの不動産資産の値上がりから生じている。 2000年と2001年には、金融資産価額は純減した が、不動産資産の値上がり益が個人消費を支え た。不動産の大部分を占める住宅についてみれ ば、低い金利を利用して住宅ローンを増やして 余分な資金を一般消費に回したり、あるいは住 宅を転売してより大きな住宅を購入することが 進んだ。この結果、新規および中古の住宅販売 件数は、2001年で年間600万件であったものが、 2003年8月の実績は年ベースで750万件に増加 している。こうした好調な住宅販売の一因は、 連邦準備制度による歴史的な低金利政策であり、 それを受けて30年物の住宅抵当証券の金利は 2000年半ばの8.6%から2003年8月には6%に低 下している。8.6%の金利で20万ドルの住宅を購 入するためには7500ドルの年収が必要であるが、 6%の金利では5600ドルの年収でも可能なので、 新規住宅購入者数が増えているのである。

株式や住宅の資産価値が現在の個人消費を左右するという資産効果は、アメリカ証券資本主義の特質であり、かつては富裕者層に典型的であった。しかし、1990年代に入って401Kプランと呼ばれる確定拠出年金が中小企業にも広がるとともに歴史的低金利で住宅販売が増加し続けるなかで、株式や住宅の資産価値上昇による資産効果は広範な国民の消費を規定するようになっている。

このような資産効果による個人消費拡大の問題点は、次の2点である。まず第1に株式などの資産価格は不安定であり、資産効果による消費は本質的に不安定であり、資産価格が下がれば逆資産効果によって消費が急速に落ち込むことになる。第2に、驚くべきことであるが、男子労働者の中位の賃金はまだ1979年の水準を越えていない。実質賃金が上がらないのに未実現のキャピタル・ゲインの増加を条件に消費が増えるということは、貯蓄の取り崩しか、消費者信用の増加による消費の拡大を意味する。

そして実際にはその両方が生じたのであった。 貯蓄の取り崩しは貯蓄率(可処分所得に対する 貯蓄の比率)を低め、2000年には1%というき わめて低いものになった。また消費者信用の拡 大は、個人破産件数を増やし続けている。これ らはまさに証券資本主義の当然の帰結である。

冒頭に述べたように、直近の雇用データは失業率の低下や雇用増加を示しているが、それは必ずしも雇用環境が改善されたというわけではない。求職活動を止めて、労働市場から退出していった人たちが多いからであり、労働力参加比率(成人人口に占める労働者または求職活動をする人々)は66%でこの10年間で最も低いものとなっている。

機関投資家による投資資本収益率を尺度とするアメリカン・コーポレート・ガバナンスでは、リストラが事業リストラであれ雇用リストラであれ中身を問わない。ただ機関投資家の利益からだけ企業を評価するのであり、ここに最大の問題がある。また、資産効果による消費拡大のもとでの実質賃金が上がらないジョブレス・リカバリーでは、景気回復は本格的なものとならないだろう。といって減税によるいっそうの個人消費拡大刺激策は、財政赤字をさらに拡大する。大統領選挙キャンペーンのなかでブッシュ政権の雇用拡大策が鋭く問われる。

(なかもと さとる・会員・

大阪市立大学大学院創造都市研究科)

「日本経済団体連合会新ビジョン」を斬る

三好 正巳

2003年の1月に「活力と魅力溢れる日本をめずして一日本経済団体連合会新ビジョンー」(以下「新ビジョン」と略称する)が公刊された。

これまで1986年の「前川レポート」(国際協調 のための経済構造調整研究会報告)、1993年の 「平岩レポート」(経済改革研究会報告)、1999年 の「樋口レポート」(経済戦略会議報告)と、いく つかの報告その他数多くの改革提案がなされて きた。「しかし、依然として改革のスピードは遅 い。その背景には、国民の大多数が強く支持でき る明確な将来ビジョンがないために、個々の改 革が体系化できず、政や官の力でいつの間にか、 改革が先送りにされたり骨抜きにされたりして いることがあるのではないか。そこで私は、政 治や行政の手によるのではなく、純粋に民間の 手による新しいビジョンが必要であると考え た。」と、日本経団連会長の奥田碩会長は、「新ビ ジョン」の「序」のなかでいう。「序」は、また「日 本経団連の活動に参加している経営者、従業員 のみならず、できるだけ多くの国民の共感を得 て、政治、行政に改革を迫り、また自ら行動し ていただきたい。ご一読願い、ともに行動してい ただければ幸甚である。」と締めくくられている。

さて、「新ビジョン」は、「活力と魅力溢れる 日本」を実現していくための「展望」と「価値 観」、「行動規範」を示すものだとされる。しか も、そのなかには、小泉内閣にいたるここ数代 の内閣が掲げた「改革」リストを超えた課題が 含まれることを、誇示している(「はじめに」)。 では、「新ビジョン」が提起されねばならないと する認識と論拠は、どういうものであろうか。

「新ビジョン」によれば、戦後日本の理念・目標は、「欧米先進国に追いつき、国民があまねく物質的な豊かさを享受できる社会」の実現としてきたが、80年代に経済大国となると、この理

念・目的はふさわしくなくなった。しかも、新 しい理念・目標をうち立てることができないま まに、バブルの崩壊を迎えた。以来、経済も社 会も混迷の度を深めたということにあるとする。 「新ビジョン」は、これをもって「失われた20 年」と呼んでいる。また、今後の20年は「高齢化 が進む20年」として、現在は「失われた20年」 と「高齢化が進む20年」とのほぼ中間点にある と規定する。その現在は、長期にわたる「経済 の低迷や社会の乱れ」に溢れる悲観論の対極で、 21世紀の新しい理念・目標も模索され、具体的 な改革案も提案されている。しかし、それらが 実行に移されないことが問題だという。その理 由は、政治のリーダーシップが十分に発揮され ないことと国民の間に危機意識が共有されない 所にあると見る。そのうえで、「新しい日本の経 済・社会を支える制度・システムを再設計」す る「新ビジョン」は、「多様な価値観を生むダイ ナミズムと創造」、「共感と信頼」を基本理念と して、「日本がいかなる社会をめざしていくか、 時代の変化に対応できる制度・システムをどの ように再設計するか」の2点から論旨を展開す る (「はじめに」)。

では、われわれは、「新ビジョン」批判の視点をいずこにおけばよいか。おくべき視点は、世界史的視点とイデオロギー批判の視点であるところは、労働者・国民の運動的視点である。この視点から導かれて明らかにされるべき論点は、一つは、「新ビジョン」の提言が、労働者・国民の合意をえられるものであるかどうか。労働者・国民にたいして、経済・社会のいわゆる今日の「閉塞」状況、そこでの労働と生活の深刻な実態を解消する展望が確信させられるかどうか。二つには、この提言の意図するところのみならず、経済・社会にとって

特集/時の焦点を読む

の帰結すなわち過程と結果の矛盾を明らかにす ることである。

さて、「新ビジョン」の「はじめに」で述べら れたことは、流し読みしただけでは、そこに特 に問題を見つけることは難しい。問題を見つけ ようとすれば、批判的考察のための視点をしっ かり固めねばならない。そしてこの視点は、か ならず階級的性格をもつものである。そこに価 値判断をもつべきでないという言い分は、一見 もっともに聞こえるが、それ自体が一つの階級 的性格をとることになる。視点が、歴史と論理 の立場にたつ限り、階級中立的であることはな い。なお、ここでイデオロギー論を展開するつ もりはないが、つぎのことだけは強調する必要 がある。すなわち「新ビジョン」は、労働者・ 国民のなかの変革エネルギーと志向を国家機構 や政府の政策のもとに吸収する提言であるとい うことである。立場の否定は、1950年代半ばに 「イデオロギーの終焉」論が陥ったように、い ま国際的な競争激化・政治対立に呼応する新し い国家主義のイデオロギーに堕する恐れがある。 そこで、われわれは、「新ビジョン」の構想が、 新しい国家主義のイデオロギーにそった経済・

社会の構想を示していることを、鮮明にするこ とを批判の背骨(せきこつ)にしよう。

多国籍企業のあからさまな戦略

「新ビジョン」の第1章「新たな実りを手にで きる経済を実現する」は、2025年までに実質2% 程度(年平均)の経済成長を可能にするための 税・財政・社会保障の「グランドデザイン」を 示すとしている。この「日本型成長モデル」の 根幹は、「活力を引き出す税制」にあると称して、 「個人や法人の収益に対して直接負担を求める 所得課税と社会保障料に過度に依存する構造を 是正し、経済成長に対する影響が相対的に少な い間接税のウエートを高めていく」(19ページ) ことを重視することにある。その税制の中身は、 法人税については地方税を含めた実効税率を大

幅に引き下げ、消費税は2004年度から毎年1% ずつ引きあげ、2014年度からは16%に据え置く というものである。そして、社会保障は、少子化・ 高齢化がすすんでも維持できる水準まで「適正 化」(給付対象の絞込と制度間給付調整) するこ と、納税者番号制度による税・社会保険料の一 括徴収制度の早急な確立、「能力に応じて公平に 負担する仕組み」のために消費税を活用するこ とを主張している(21ページ)。これが「自助努 力社会によるセーフティネット」の意図と政策 体系である。「新ビジョン」がもとめる持続可能 な経済成長では、雇用や所得などのマクロな経 済課題は軽視され、自由市場での資本蓄積を重 視し、持続可能な経済成長はその結果に過ぎな いとする。しかも、これらの提言は、細部はと もかく小泉内閣の政策志向と大差はないが、政 府主導の審議会や諮問会議に参加することでま とめられたものではなく、直接財界の意向をま とめたものである意味は重大である。この財界 の提言に沿うか否かが、政治献金の評価基準に なるとしたら、まさに国家を資本が公然と買い 取ることを宣言するものである。こうしたイデ オロギーを政策理論から担うのが、一部サプラ イサイドの経済理論家たちである。

「日本型成長モデル」の経済成長では、「連結 経営的発想」により「日本の付加価値創造」を とらえ直すことが必要だと指摘される。その具 体的な内容は、「日本企業の対外直接投資から生 じる収益、特許料などの技術料収入を日本国内 の経済活動の環(わ)に戻し、先進的な技術革 新に結びつけていくこと」(24ページ)である。 そこで説かれるものは、「重要な製造業のプロダ クト・イノベーション」、「必要な非製造業にお ける生産性の向上」、「官製市場の開放」、「魅力 あるコンテンツの創造・発信」、「ツーリズム産 業の振興」などであって、成長イメージに新し いものはない。新しい点は、経済ブロックを公 然と主張するところにある。また、日本と中国 間の競合と補完関係についても、日本で創造す

る付加価値をハイテクに移し、経営資源を集中 するという。そのためには、「MADE "BY" JAPAN」戦略の推進が必要だとされる。経済活 動が一層ボーダレス化されるもとでは、日本全 体を「巨大な研究所」にすることはもとより、 重要な市場では当該国の研究開発拠点の役割を 見込んでいる。それはまさに、「世界の力を活用 して日本が価値を加える」(29ページ)というこ とであり、グローバルな活動によって国際競争 力を高めようとする多国籍企業の戦略である。 しかし、その本質は、知的財産とともに労働力 を賃金の国際的差異を利用して価値を国際的に 略奪する資本の本性を露呈するものでしかない。 しかもこうした国際戦略を行使できるのは、国 内でいえば技術力と金融力に力をもった一部の 独占資本、すなわち多国籍企業でしかない。こ うした経営戦略は、デフレの克服がすすまず国 際競争が激化するもとでは、生産量増大が制約 されるなか個々の企業が意図する生産性競争の ための労務費削減に役立つよう、マクロレベル の賃金を引き下げることでその前提条件をつく ろうとするものである。つまりこの戦略は、今 日のリストラやリエンジニアリングがさらに強 行されることを、言外に予定するものである。 また、「新ビジョン」は、プロダクト・イノベー ションの基盤となる技術開発について、「主役は 産・学」におくことで開発のダイナミズムを高 め、「競争で技術革新を推進する」ことを主張す る。そこでの国の役割は、国として投資すべき 重要分野を明確化し、内外からの投資を呼び込 むためのインフラを整備するものとされる。「新 ビジョン」の主張は、つまり規制緩和と民間活 力に依存する市場の徹底、そのために国に環境 整備を要求することである。

20世紀後半は、先進国を中心に大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムが定着し、地球規模の環境問題が発生した時代であった。「新ビジョン」は、「20世紀型の社会システムから脱皮し、循環型の社会、すなわちあらゆる分野で環

境保全への対応が組み込まれ、資源やエネル ギーが繰り返し利用される社会を構築すること に、まず目を向けるべきである」(38ページ)と いう。「環境」問題は、資本の蓄積が自然の循環 を無視して進められたところから発し、いまや 企業も自然の循環に配慮せざるを得なくなった ことを意味する。そこで「環境立国」として循 環型社会を形成することが提起されるように なったが、その形成のための責任は、市場経済 を構成する主体の機能によって分担させられる。 すなわち企業は、「環境保全に向けた取り組みを 自立的に強化する」。個人は、「省エネルギーや 分別回収に積極的に取り組む」ことはもとより 「購買行動・株式などの選好」をつうじて企業 を選別する。国は、「基礎研究などの資金を提供 し、企業が独自で、もしくは大学・国公立研究 所などとの連携により、循環型社会に向けた技 術革新の取り組みが加速するよう後押しする」。 同時に、規制改革をすすめるなど「企業の取り 組みを支援・評価する施策を講じる」などの役 割が求められている (39~40ページ)。また、循 環型社会構築の要となる技術として、廃棄物を 再資源として利用する技術、新しいエネルギー システムを構築する技術があげられる。しかし 問題は、費用を誰がどのように負担するかにあ るが、個人の責任、国の役割からみても資本の 側に都合のよい言い分が窺われる。資本のつけ を最終的に負担をさせられるのは労働者・国民 であり、社会問題を市場原理で解決する限界を 指弾せざるを得ない。果たしてこれで「新ビジョ ン」が循環型社会の基盤とする「国民の理解と 信頼」は、得られようか。

「新ビジョン」にとって、国土計画と人口問題は不可欠の課題となっている。経済的危機が社会的危機となるような段階では、そうなる。かつて、敗戦まえの段階でそうであった。今日高成長がもたらした都市集中は、「新ビジョン」では「都市・居住環境の改善」として課題化される。防災上、治安上から提起されたこの課題も、

特集/時の焦点を読む

その改善がもたらす経済波及効果への期待を隠してはいない。この経済効果を手にするために、住宅の建設、維持管理、建て替えのコスト削減とともに住宅取得支援税制の抜本的改革が提案される(48ページ)。さらに、「共同価値に基づく街づくり」の提言では、高い相続税評価が生んだ、土地所有者が意図しない宅地細分化といわゆる「ペンシルハウス」の立ち並ぶ街区を、コミュニティ再生を意図した都市に再生することが提起されている。しかし、この「都市再生」は、都市に民間投資を呼び込むことである。それは、2002年に施行された「都市再生特別措置法」に、税制などのインセンティブ措置の追加を、政府に求めたものでしかない。

市場に取り囲まれた社会の個人像 一個人の権利利益は何処へ一

第2章「個人の力を活かす社会を実現する」 は、社会の組織原理、あり方について提言する ものである。再生される「活力と魅力に溢れる 国」は、「明確な価値観をもち自立した個人」を 「労働市場」「資本市場」「製品・サービス市場」 「コミュニティ・市民社会」の常に開かれた4 つの市場・コミュニティに取り囲まれるという。 企業も「これらを視野に入れ、信頼を基本にし て、個人のエネルギーを生かせる活動」を展開 すべきとする。そのため企業には、コーポレー ト・ガバナンスの向上や経営トップの意識改革 を行いつつ、「明確で一貫した価値観をもって コーポレート・ブランドを確立する」(55ページ) ことを求めている。こうした社会では、「公」を 担う価値観が理解され評価され、「精神的な豊か さ」が求められ、外国人も活躍できる環境が整 備されるという。そして、こうした社会の中心 におかれる「自立した個人」には、利己主義に 走ることなく、「国家や地域社会、あるいは企業 などの一員としての役割と責任を果たしてい く」ことが期待される。しかし、「有事立法」が 制定され、憲法改正が政党の「マニフェスト」

や公約に入れられる状況において、「国家」の一員であることを強調することには、マスコミでも論点の一つとなっている「ナショナリズム」論争とともに、眉に唾つけて臨まねばなるまい。また、企業中心から個人中心の社会へ移行するといわれても、企業の多国籍化のもとでは、この移行は割引して聞かねばならない。企業の一員としての役割と責任が、「国家」や「地域社会」と同列におかれることにも、「新ビジョン」の提起する社会の胡散臭さが読みとれよう。

企業の存在を大きく描く「新ビジョン」では、 コーポレート・ガバナンスの向上が取り上げら れる。規制改革で市場経済が拡張すれば、市場 の無政府性を矯めるため企業の「社会的責任」 が無視できなくなる。また、企業経営に社会全 体も無関心でいられなくなる。「企業が競争力を 失ったり、またその行動が正常でなくなったり するときに、これを感知して機動的に問題点の 解消や企業行動の修正」(58ページ) が必要とな る。コーポレート・ガバナンスに、その役割が 負わされる。たとえ社外役員が登用されても、 株主利益が重視されるなかでは、コーポレート・ ガバナンスの「社会的責任」監視機能に過大な 期待を掛けることはできまい。それでも「新ビ ジョン」は、「勤労者が従来までの労使関係のな かで経営者に雇われるだけの立場から、株主と して経営者に経営を委任し、またそれを監視す る立場に性格を変えてきている」(59ページ)か ら、企業の「社会的責任」は担保されるという。だ が、たとえ社員持株で金融資産の果実が賃金所 得を補うことがあったとしても、従業員の雇用 や賃金・資産所得が不安定であれば、パートナー シップによる担保は幻想となろう。

社会の中で企業に大きな役割と責任を負わせる以上は、雇用の「安定と信頼」の枠組みは不可欠となる。現実の雇用形態は、従来の「画一性」を変化させて、弾力化し多様化している。こうした雇用の変化した枠組みを、新しい「安定と信頼」の枠組みとして作り上げる必要性が

説かれている。企業は、「多様化する個人が、安心して自ら多様な働き方を選択でき、働きに応じて報酬を得られる仕組みを構築しなければならない」(60ページ)という。同時に、この枠組みには、従業員の活力を引き出し、企業収益の源泉を確保し収益構造を強化することが期待されている。

そこでは、「それぞれの個人の意欲・能力に マッチする仕事を提供する」ことで従業員は「自 己実現」し、労働時間が長くなっても賃金が高 くなくても、満足するという。長時間労働と低 賃金の現実のなかで、労働者が満足することは ない。その論理は、「必ずしも高い賃金を提示し なくても優秀な人材は確保できる」(60ページ) という企業の身勝手な自信から導かれた命題 (「系」) でしかない。さらに、労働組合は「経 営側の幅広い提案を受け、多様化する職場の意 見を集約し、それをもとに労使の話し合いに よって決定し、実行に移していく」役割を担わ される。労働組合がこのように変質するとき、 「企業と従業員とが信頼関係で結ばれ」、「コー ポレート・ブランド」は成立するという。消費 者の信頼を獲得するのに、なにゆえ経営者の責 任でなく従業員が長時間労働と低賃金に甘んじ る責任を負わなければならないのか。

「新ビジョン」は、「国が公の領域を明確に規定し、隅々まで神経を行き届かせて統治」することに代えて、「個人や団体といった『民』でもその志と準備と能力があれば、(公を)担うことができる」といい、「21世紀日本の構想懇談会」の提唱を受け継ぐ。そこから自立した個人中心の「多様性のダイナミズム」(62ページ)が導かれ、行政国家を解体する論理が刷り込まれる。また、「新ビジョン」が提起する「州制」は、「日本が東アジアの一員として、経済統合をめざす」(63ページ)うえで、国民国家を超越するとき「補完性の原則」が不可欠とされることから導かれる。このように、財界は自らの経営戦略に即して、現在進行している「地方分権」を

方向付けようとしている。さらに「地域主体のシステム」は、財政権限の再配分、国会議員、官僚(公務員とはいわない)の役割も変化させるが、「地域自律」には「民主導」が不可欠とする。この「民主導」の「地域自律」には、地域に潜在する介護、環境、文化、芸術、自然、教育といった分野において、「利益一辺倒でない製品・サービスを提供する協力市場」(66ページ)が必要だと、市場の論理を飛躍させる。

「多様化」が「個人化」として進んでいる現状で、その「個人」を基礎に社会を組織しようとすれば、家族や地域の「身内だけの強い連帯」に代えて、「ゆるやかでフラットな連帯、健全な相互依存の関係」を構築することが必要だという。この社会関係では、「個人の能力や個性にあった教育」を選択でき、「働き方」を選べる。こうした連帯が、「家庭をもち、子育てをする生き方」が不利にならず、「最期の迎え方」も選べる社会の組織原理とされている。

この「個人の意志を尊重した新しい生き方」では、競争原理のもとで個人の責任が問われる。また、こうした社会の「教育」には、ゆるやかでフラットな社会関係であればこそ「リーダー」の養成が不可欠であり、その選択条件として多様な教育サービスの提供が求められる。「働き方」では、長期雇用よりも「働きがい」や「生きがい」が重視される。また、少子化の傾向を変えるべく、結婚と育児について提言するが、そこには女性の活用と人口政策の見地が垣間見られる。高齢化にたいしては、「患者の満足度」とともに「負担の少ない医療」と「リビング・ウイル」と「死への準備教育」が内容となっている。

さらに、「多様性の容認」は、外国人の受入に つながる。そのために「オープンで柔軟な労働 市場」の確立が主張されるが、その意図には、

「日本の活力を高める」ためといいつつ、実際 には外国人労働者を移入させて低賃金基盤を再 構成する意図が疑われる。

誰のための「東アジア自由経済圏構想」か?

第3章「東アジアの連携を強化しグローバル競争に挑む」は、東アジア経済圏の構想(第三の開国)を提示している。国内産業の保護や欧米との通商摩擦の回避を「国益」としたこれまでの消極的通商政策を、「グローバル化がもたらす果実を効果的に享受し、成長の源泉としていく」ことを「国益」とする「積極的通商政策」(84ページ)に転換・展開することを求めている。これによって、「グローバル経済のなかでの企業の自由な活動が保障され、貿易・投資の面でさまざまな提携のフロンティアが広がり、投資や知的財産が保護される。この結果、経済成長の源泉である企業の活力が高まり、あわせて日本の高コスト構造が是正されるといった効果が期待される」(84ページ)という。

あたかも国民経済のためのようにみせながら、しかし、「新ビジョン」は、「企業(場合によっては消費者)は、最適地を求めて世界を異動する」(85ページ)といい、「国益」と称して多国籍活動が可能な一部の企業のための「構造改革」からくる労働者・国民「痛み」に、痛み止めの呪術をかけようとする。また、「積極的通商政策」は、WTOの貿易や投資の自由化に貢献するだけでなく、FTA(自由貿易協定)交渉を積極的に進めてWTOを補完し、東アジアに対する地域戦略にはバーゲニング・パワーのために一方的に市場開放することも必要だという。

「新ビジョン」は、このままでは東アジア諸国と諸外国とのFTAが相次いで締結され、アメリカやEUをハブとする市場に組み込まれて、東アジアの経済統合が悪影響をうけかねない。その結果、アメリカをはじめとする域外からの短期資金に組み敷かれて、東アジア地域は経済的脆弱性を克服できなくなると心配する。そこで、「東アジアを強力なハブに」という構想が生まれ、この構想に日本の多国籍企業の経営戦略がはめ込まれる。

そこで、「東アジア自由経済圏構想」は、欧州 統合に学びつつ、モノ、サービス、ヒト、カネ、 情報の「5つの生産要素の移動・流通の自由」 を確保し、地域インフラの共同整備、アジア通 貨基金の創設、エネルギー・食料分野などでの 「地域協力」、地球環境問題など東アジア諸国が 直面する「グローバルな問題の共同解決」を実 現するための制度的枠組みを構築し、地域の「共 感と信頼」を醸成するものだという。この構想 が国民経済を超越することで、国家間の経済的 対立は超えることができたとしても、誰が誰か ら資源と労働を吸い上げるかの問題は解決でき ない。そればかりか、かえって社会的状態を悪 化させ、国民経済はもとより経済圏内部に格差 を生み国の内外に対立を激化させる可能性こそ 大きい。

「新ビジョン」では、「5つの自由」と「2つ の協力」が、「東アジアの多様性が生み出すダイ ナミズムと発展」を保証するという。そして、 そこでは「新たな価値」が創造される。東アジ アでは、「日本を先頭に順に経済発展するという 雁行型経済発展は崩壊し、代わって多国籍企業 が、設計・開発、素材・原料の調達、部品の生 産・調達、組立・製造、物流・流通、現地販売・ マーケッティング、あるいは輸出、資金回収・ 決済、アフターサービスといったプロセスを国 境を越えて展開」(90ページ)する。かくして東 アジア各国の企業は、多様な得意分野を効果的 に融合し、より強固な「バリュー・チェーン」 を構築するという。しかし、この「バリュー・ チェーン」は多国籍企業の役割無くしてはなり たたない論理を含んでおり、そこにおいて最大 の利潤を保証されるのは多国籍企業である。何 のことはない、徹底された「最適地生産」は、 多国籍企業が主導する多国籍企業の「バリュー・ チェーン」を形成することに他ならない。「東ア ジア自由経済圏」は、「地域のダイナミズム」を 発展の源泉とするという。しかしこのダイナミ ズムは、供給サイドにおける製品・サービス基

地としてのダイナミズム、需要サイドにおける約21億人の人口とGDP約7兆ドルの単一市場のダイナミズム、金融面の投資先としてのダイナミズムである。日本の多国籍企業にとって、垂涎の的となる市場のダイナミズムである。またそれは、日本にとって、これまで強く求められてきた世界経済のエンジン役を、東アジア全体では果たしつつ、ひいては東アジアを拡大EU、米州と並ぶ三極のひとつとして、世界経済システムのチェック・アンド・バランスの一翼を担い、それで世界経済に貢献するものと、自らの筋書きを自賛する。

この「東アジア自由経済圏」の実現には、東アジアのすべての国がビジョンを共有することを不可欠とする。そのために、「新ビジョン」は、「新たな統合モデル」の確立に、3つの有利な点があるという。一つは、欧州統合の経験が活用できること。二つは、地域統合が世界の常態となっていること。三つには、東アジアの「多様性のダイナミズム」を活用できること、という。この「多様性のダイナミズム」は、相対的に均質性をテコに統合してきた欧州に対するアンチテーゼとなり、「新しい統合モデル」だと豪語する。

「東アジア自由経済圏」構想は、その最終目的を、日本、中国、韓国、ASEANの13国が「5つの自由」と「2つの協力」を実現する地域形成におき、具体化プロセスとしては、「スピード重視と東アジアの多様性」を尊重するとしている。また、このプロセスは、日本と締結され、あるいはされようとしている経済連携協定を、「東アジア自由経済圏」の形成に効果的に結びつけていくとしている。最終目標は、2020年におかれ、時間軸も設定され、構想推進に日本の強力なリーダーシップが必要だという。しかし、「新ビジョン」も認めるように、大東亜共栄圏建設を掲げて戦い、東アジア諸国に多大の損害を与えてきた日本にとって、閣僚の靖国参拝や教科書問題、はては有事立法など、現実の政治

状況のなかで、果たして通商政策やODAで経済協力関係をいちだんと強固にするとはいえ、真に「共感と信頼」を得られようか。また、中国のように体制の根幹で相違する国に、多国籍企業の論理を納得させられるか、また、アメリカの世界戦略と齟齬する可能性を、政治的に解決するパワーを発揮できるか、この段階で構想に全幅の信頼をおくわけにはいかない。さらに、日本の「活力と魅力溢れる国」つくりが東アジア諸国の「共感と信頼」を得るというが、その国造りのために「共感と信頼」なしには不可能な「東アジア自由経済圏」構想を当てにすれば、それは循環論になる。

経団連による改革の行程

第4章「改革を実現するために」は、改革の 実現に、「公」の動きを「民」がリードするため に、民間セクターのリーダー、コーディネーター としてさまざまなプレーヤーと連携する日本経 団連の役割を重視する。この役割から、「政治と の新たな協力関係」の確立が導かれる。また、 この協力関係では、「政策本位の政党政治」を実 現するために、政党は「国益」に沿う政策の立 案、それを旗印にすべきとし、さらに「国益」 を最優先する行政府にするために、総理のリー ダーシップが必要だとする。こうした目的から、 日本経団連は政策提言を強化し、閣僚・政治家 や省庁のキーポストにつける人材を養成する 「政策起業家育成構想」を推進し、政策を軸と した政党・政治家を支援するという。政策と実 績を評価して「ガイドライン」をつくり、「資金 協力」を行うともいう。すでに、日本経団連は、 2004年から、こうした政治献金を解禁するとし ている。まさに、資本による国家・政府の買収 宣言である。

(みよし まさみ・会員・元立命館大学教授)

労働力政策の新段階

一若者自立・挑戦プラン

山田 隆

1 はじめに

(1) 産業界による雇用慣行の否定と 追随する労働行政

1995年、日経連は、「新時代の『日本的経営』」を発表し、これまでの日本型雇用慣行と言われた終身雇用制と年功序列賃金を否定し、有期雇用の拡大と成果・成績主義賃金制度の導入を進めるとともに、政府に対し外部労働市場の整備と労働時間の弾力化に関する規制緩和を要求しました(表1)。

政府は、こうした規制緩和要求に労働諸法制の改悪を行い応えてきました(表2)。この結果、派遣労働者は175万人(対前年度比26.1%増、2002年12月厚労省発表)と急増し、常用雇用が100万人減少する(4,709万人(1995年)→4,604万人(2002年)総務省労働力調査)一方で、臨時は170万人増加(433万人(同)→607万人(同))しています。

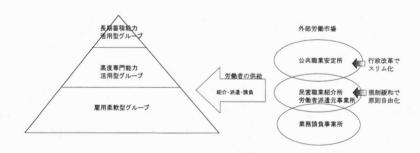
(2) 雇用対策の基本理念の変更

政府・厚生労働省は、2001年に職業安定行政の基本法である雇用対策法に新たに「基本理念」を設ける「改正」"を行いました。これまで長期雇用(終身雇用制)を前提とした雇用対策の基本方針であった「雇用の安定」の考え方を、すでに拡大している有期雇用を前提に、労働者が離職しても再就職支援を行い早期再就職を図ることにより失業期間を短くすることで、個々の労働者の(職業生活の全期間を通して)「職業の安定」を図ると変更しました。

あわせてこの時、事業主の責務(第六条)と して事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくさ れる労働者について、求職活動に対する援助そ の他の再就職の援助の努力規定を設けました。

この「改正」により国の雇用対策の柱は、リストラを規制し雇用の維持を求めるのではなく、 リストラで離職を余儀なくされる労働者の再就

表 1 「新時代の『日本的経営』」~挑戦すべき方向とその具体策~(日経連)



	雇用形態	対象	賃金	賞与	退職金·年金	昇進・昇格	福祉施設
長期蓄積能力	期間の定めの	管理職・総合職・技	月給制か年俸制	定率+	ポイント制	役職昇進、職能	生涯総合施策
活用型グループ	ない雇用契約	術部門の基幹職	聯能給、昇給制度	業績スライド		资格界給	
高度専門能力	有期雇用契約	専門部門(企画、営	年俸制、業績給	成果配分	なし	業績評価	生活提護施策
活用型グループ		囊、研究開発)	昇給なし				
雇用柔軟型	有期雇用契約	一般職	時間給制、職務給、	定率	なし	上位職務への転	生活损護施策
グループ		技能部門、販売部門	昇給なし			换	

職支援におかれ、そのための助成金が拡大され ています。

(3) 雇用対策基本計画の見直し

これにつづいて2002年7月、雇用政策研究会 (職業安定局長が委嘱した学識経験者による研 究会)は、「雇用政策の課題と当面の展開」副題 を「『多様選択可能型社会』の実現に向け個人の 新たな挑戦を支援する政策展開」とした報告(以 下「報告」)を公表しました。

報告は、「第9次雇用対策基本計画」策定後の雇用・失業をめぐる情勢の変化と経済の集中調整期間にあたる今後2~3年の時期を見据えて重点的に展開する雇用政策のあり方について検討を行い、「多様選択可能型社会」の形成というビジョンを示すとともに、当面、「労働市場のインフラ整備の推進」「雇用・就業機会の整備」等に重点的に取り組むよう提言しています。

報告は、「正社員」以外の働き方による者が雇用者全体に占める割合は傾向的に高まっているが、こうした働き方が「正社員」を含む他の働き方との間での転換の可能性を欠いた、いわば閉鎖的なままで並存しているような「多様化」の進展のみでは不十分として、個人の個性と能力に応じた働き方が、複線的で、かつ随時選択可能なものとして用意され、誰もがそれを明確に認識している社会を「多様選択可能型社会」として、その実現に向けた労働市場システムの整備を求めています。

報告のいう「多様選択可能型社会」は、考え方としては成り立つのでしょうが、企業間競争の激化とコスト削減が追求されている現状では、「正社員」→「正社員以外」への「選択」はあってもその逆は極めて困難といわざるを得ません。報告は、中期的な労働移動について、今後5年間の労働移動の年平均を379万人(2000年は323万人)、うち産業間移動は201万人(2000年は164万人)、産業内移動は178万人(2000年は158万人)と見通しています。「多様選択可能型社会」での

こうした労働移動は、現在の「正社員以外」の 働き方をする者の増加の流れをより促進すると 考えられます。

2 新たな労働力政策の展開= 「若者自立・挑戦プラン」

(1) どこにも見あたらない需要拡大と 求人増の有効な対策

今年の6月10日、文部科学、厚生労働、経済 産業、経済財政政策担当の四大臣が連名で「若 者自立・挑戦プラン」(以下「プラン」)を公表 しました。

プランは、若者の雇用・失業の現状を、「若者の高い失業率、増加する無業者、フリーター、 高い離職率など、自らの可能性を高め、それを 活かす場がない」と捉え、このような状況が続 けば、若者の職業能力の蓄積がなされず、中長 期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤

```
表 2 労働諸法制等の規制緩和の軌跡
1997年 職業安定法の「改正」
     職業紹介事業の原則自由化
     対象となる職業をポジティブリストからネガティブリストに変更
     第2種紹介手数料の設定
1998年 労働基準法の「改正」
     ・労働契約期間の上限延長 (一部の労働者の労働契約の上限期間が3年に)
     ・1か月単位の変形労働時間制 (労使協定でも導入可に)
     ・1年単位の変形労働時間制(対象労働者の範囲の拡大、労働日等を特定する場合の対
      象期間の区分期間の短縮等)
     女性の時間外労働規制廃止
     ・企画型裁量労働制の創設
     ・個別紛争解決援助制度のスタート
1999年 労働者派遣事業法の「改正」
     労働者派潰事業の原則自由化
     対象となる業務をポジティブリストからネガティブリストに変更
     ・派遣期間制限 臨時的・一時的業務→1年、26業務→3年で行政指導
2001年 雇用保険法の抜本「改正」
     ・離職理由による所定給付日数の決定(特定受給資格者制度の進入)
    雇用対策法の「改正」
     基本的理念の追加
      事業主の責務の追加
                           etc
2003年 雇用保険法の全面「改正」
     ・掛金率の引き上げ
     ・基本手当日額の引き下げ
     非特定受給資格者の所定給付日数の削減
     就業手当の創設
    職業安定法・労働者派遣事業法の「改正」
     職業紹介事業
     許可の単位を事業所単位から事業主単位に
     兼業禁止規定の削留
     地方公共団体の無料職業紹介事業の緩和
     労働者派遣事業
      ・派遣期間制限 臨時的・一時的業務→3年 26業務→行政指導の廃止
     「物の製造」の業務への派遣解禁
     許可の単位を事業所単位から事業主単位に
     紹介予定派遣の制限緩和
     労働基準法の「改正」
      ・解雇規定の明文化
     有期雇用契約期間の上限延長
     ・企画型裁量労働制の拡大
```

特集/時の焦点を読む

の崩壊、所得格差の拡大、社会保障システムの 脆弱化など社会問題を惹起しかねないことから、 人材こそ国家の基礎として、教育・雇用・産業 政策の連携を強化し、人材対策への政策資源の 重点投入とその効率的な活用、成果の最大化を 図りながら、官民一体となって総合的な人材対 策を強化するとしています。

こうした若者の高い失業率等の現状の原因を「第一に、需要不足等による求人の大幅な減少と、求人のパート・アルバイト化及び高度化の二極分化により需給のミスマッチが拡大していること」をあげ、第二に目標がたてられない、目標実現のための実行力が不足する若年者の増加、第三に職業探索期間の長期化、就業にいたる経路の複線化、求められる職業能力の質的変化等の構造的変化に、従来の教育・人材育成・雇用のシステムが十分対応できていないことをあげています。

ところがプランは、目標を「当面3年間で、人材対策の強化を通じ、若年者の働く意欲を喚起しつつ、すべてのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等の増加傾向を転換させることをめざす」とし、具体的な政策の展開では、①教育段階から職場定着に至るキャリア形成及び就職支援、②若年労働市場の整備、③若年者の能力の向上/職業選択肢の拡大、④若者が挑戦し、活躍できる新たな市場・就業機会の創出、を掲げ、問題の原因の第一にあげた需要不足等による求人の大幅な減少等に対する需要拡大と求人増の有効な対策を示していません。

(2) 若者の創業・起業支援は 従属した自営業者を拡大する懸念が

プランで最も懸念される問題点は、需要不足 等による求人の大幅な減少等に対する需要拡大 と求人増の有効な対策を示さず、若者の創業・ 起業支援を強調していることです。

プランは、「若年者創業チャレンジプラン」とし

て、「創業コミュニティの形成」*²「産業再生・ 創業促進型人材の重点的育成」*⁵「創業促進のた めの制度基盤整備」*⁵を掲げています。

この創業・起業支援は、日本経団連と日本商工会議所の「若年者を中心とする雇用促進・人材育成に関する共同提言」(以下「共同提言」)でも学校でのキャリア教育への協力として、「キッズマート事業、ビジネスコンテストなど、起業家精神を醸成する事業や中小企業の役割、意義についての理解を促進するための取り組みを推進する」と小学校の教育課程から計画的にとりくまれることが述べられています。

具体的には、「総合的な学習の時間」でテキス トとして使用される「心のノート」(小学校5~ 6年生用)では、「働くってどういうこと?」の教 程で近江商人の「自分もよい、相手もよい、そし て社会もよい」の「三方よし」の考え方を紹介し、 「働くということは自分のためにだけではない」 ことを強調しています。近江商人の考え方を紹 介することで起業精神を醸成し、「働くというこ とは自分のためにだけではない」ことを強調す ることで、人間らしく働くために法定された最 低労働条件さえ曖昧にさせかねない内容となっ ています。さらに次のページでは、「社会の役に 立とうとする心」としてボランティア活動を紹 介しており、働くということとボランティア活 動を混同させ、最低労働条件以下でも進んで働 く人材を育てようとしているのではないかと疑 わざるを得ない内容となっています。

こうして起業精神を育てられた若者が、いよいよ卒業後に創業・起業して果たしてうまく事業を採算ベースに乗せて成功するのでしょうか。帝国データバンクによると、全国の企業倒産(負債額1000万円以上)は、2002年度18,928件(戦後4番目)、負債総額13兆3100億円(戦後5番目)と高水準を続けており、社会経験・職業経験とも未熟な若者が、このような厳しい環境下で事業を採算ベースに乗せるのは極めて困難ではないかと考えられ、結局こうした若者は、フリー

ランサーとして特定の事業者に従属した自営業 者に没落していくのではないでしょうか。

これまで政財官が一体となって外部労働市場 を原則自由化し、事業を派遣事業者、請負事業 者等に競争入札させることや契約社員など有期 雇用を拡大し労働者間の競争を煽ることで、事 業収益をあげても賃金コストを上げないシステ ムを完成させた今、次は、労働法の保護を受けな い偽装された自営業者としてアメリカ等で増大 し問題視されている就業形態(independent contractor) を、わが国にも拡げようとする新 たな労働力政策が、失業率の高い若者をター ゲットに進められようとしていると見るのは早 計でしょうか。産業界は、これもアメリカのホ ワイトカラー・イグゼンプションをモデルに労 働時間管理の適用除外や社会保険財源を消費税 で負担し事業主負担を免れる要求を行っており、 そうした課題をクリアする自営業者の拡大の懸 念は、十分根拠のあるものだと考えます。

(3) 学校教育を産業・企業が必要とする 人材育成機関に

労働力政策から少し外れますが、新キャリア教育プランでは、「勤労観・職業観の醸成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、子供の発達段階を踏まえた組織的・系統的なキャリア教育を推進する。このため、学習プログラムの開発や教員研修の充実などを図り、各学校の取組を促進する」とされています。プランへの産業界の積極的協力の意思表明である共同提言では、

「小学校段階からキャリア教育を充実させ、就業意欲の涵養、就業能力の開発を継続的・体系的に推進する。企業は、小中高校生を対象にした総合的な学習への支援として、職場見学・実習プログラムや企業人による授業の実施に積極的に協力するとともに、その内容について学校側と連携の上充実を図る」(学校でのキャリア教育の充実)等とされ、日本経団連は、「学校と企業の連携による『人づくり』施策として、高校

校長に民間人を登用するほか、企業の実務担当者を高校等に派遣し、講演や授業を通じて企業の生きた事例を紹介し職業観や就業意識を涵養する」(教育支援活動)等、日本商工会議所は、「学校運営を改善するために、学校評議員制へ積極的に参画し、民間人校長の推薦など人材面での学校活性化を支援する」(教育支援活動)等としています。

これでは、学校教育を産業・企業が必要とする人材育成機関に変質させるものであり、教育基本法にある教育の目的「教育は、人格の完成をめざし…」(第一条)を歪めるものと指摘せざるを得ません。

(4) 政府の基本方針への位置づけと 産業界の協力

プランは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(6月27日)の7つの改革の1つである「雇用・人間力の強化」の具体的手段に雇用制度改革として、「今後の時代を担う若年者の人間力強化のため、『若者自立・挑戦プラン』を推進する」と位置づけられており、閣議決定された政府方針であること、若者の創業・起業支援が雇用制度改革として位置づけられていることに留意しなければなりません。

さらに、プランに先駆けて日本経済団体連合会と日本商工会議所が5月13日に発表した共同提言は、プランも「産業界から、若年者の雇用促進・人材育成を強力に進める決意や、政府の施策への積極的協力の意思が表明された」と評価しているように、プランの施策をより具体化した内容となっており、「産業界も…具体的施策の積極的推進に協力する」と宣言しています。プランの公表(6月10日)より1か月も早いまず。プランの公表(6月10日)より1か月も早い産業界のプランへの協力宣言は、プランが産業界のプランへの協力宣言は、プランが産業界のプランへの協力宣言は、プランが産業界と綿密に打合わせられたものであること、そのことからプランが産業界の要求そのものであることがわかります。

特集/時の焦点を読む

3 すでに広がっている 個人業務請負の実態

(1) 出版での個人業務請負

こうした個別の自営業者として労働法の適用 外に置かれている労働者が、すでに出版・印刷・ マスコミ・運輸等では以前からいました。

出版では、週刊誌が広がった60年代からフリーの記者が増えはじめました。週刊誌は、創刊・廃刊を繰り返しながら、若い読者を対象に熟練より若いセンスの編集を求めて請負に出されるようになり、また、プロダクションの労働条件が悪いことから独立してフリーとなる者も出、その後SOHOの広がり等もあり、外部労働の活用としてフリーが広がっていきました。

このようなフリーの拡大に対して労働組合は、20年くらい前まで「必要な人間は正社員に」と下請け・外注反対を掲げ正社員化闘争をたたかいましたが、企業間競争の激化にともない正社員化の闘争方針だけではたたかえず、フリーを組織化し労働条件を改善する方針へ転換し、10年前にフリーの個人加盟の組合「出版ネッツ」等が結成されました。

(2) 個人業務請負の現状

フリーの増加と景気が悪化・長期化した下での請負事業量の縮小により、請負単価が引き下げられています。契約(編集の業務)によっては、請負額を実労働時間で割ると時給300円程度となることもあり、出版物が売れたら払う(実売印税)という契約もあります。発行計画が中止されると契約料金も支払われず、逆に発行が遅れると違約金を請求されることもあります。請負契約の多くは口約束で、請負額も支払われるまでわからないのが実態です。発注者に対してフリーの立場は極めて弱く、契約内容の改善や文書による契約の申し出ができる環境にありません。

業務請負契約は、労働契約と違い商契約であ

るため労働法の適用対象とはならず、このような契約や働かせ方が可能となってしまいます。 最近は出版以外の業界でも、派遣労働者や入社後一定年数の経験を積んだ労働者に対して、派遣契約や雇用契約を請負契約に切り換え、機械・設備はリース契約等で貸され従来の仕事を継続する手法で、個人の請負業者が広がっています。

出版ネッツでは、フリーの増大とともに請負料金が低下している実態から、フリーにも最低料金を適用させる運動の一環として請負料金の調査にとりくんでいます。また、出版ネッツの要求として、①契約書の作成・受け渡し、②契約内容のミニマムの確立・拡大、③支払いルールの確立を掲げ、業務請負の最低条件の確保、契約の遵守を求め運動しています。

4 ILOでの議論

(1) これまでの議論

労働者の保護を目的とするILOでは、労働保護の恩恵に浴さない労働者の拡大に関し、「自営促進に関する決議」(1990年6月27日採択)で外見上の自営業者に言及して、「名目上の自営業者を含む労働者が、下請け取り決め及び彼らの搾取をもたらす労働契約から未だ保護されていない場合、そのような保護を制定し実行するべきである」と勧告しています。

また、1998年の総会は、「労働における基本的原則と権利に関するILO宣言」を採択しました。この宣言は、ILO憲章とフィラデルフィア宣言に規定された原則と権利の普遍性を改めて確認し、更にILO基本条約における特別な権利と義務の形で発展させていますが、宣言はその範囲から雇用関係にない労働者、厳密な意味で使用者をもたない労働者を除外していません。

こうした経過を踏まえILO総会は、1997年及び1998年に「契約労働」に関する議題の予備討議を行いました。討議の最初の意図は、こうした保護のない従属労働者を条約と勧告を通して保護することにありました。しかし、使用者グ

ループは、各国の取り決めとアプローチの種類が多いこと、及び提案文書が商業契約に介入し、 経済活動と職の創出に悪影響を与えることから、 基準設定に適さないとして文書の採択に反対しました。しかしながら、使用者グループにも「偽装雇用」規制の可能性及び法的義務と不利な立場の労働者を避けるために採られる偽りの取り決め、詐欺的又は不法手段の防止に対しては検討の余地があることから、将来の総会の議題とするため、理事会に4年後までにそのための手続きの完了を促す議決が採択されました。

ILOでは、この討議のための基準点としての「雇用関係の範囲」を確認することによって、 従属労働者の労働保護を討議の中心に据えよう としています。「雇用関係の範囲」は、2001年3 月の理事会の決定により2003年の第91会期の議 事日程にされました。

(2) 第91会期総会(2003年)

今年の6月に開催された総会では、実際には 雇用者に等しいにもかかわらず雇用関係が偽装 あるいは隠蔽されている結果、労働法に保護さ れていない従属労働者がいる現状に鑑み、「雇用 関係の範囲」について一般討議が行われました。

総会議案では、こうした就業を偽装雇用関係として、「法律によって与えられる保護を無にし 又は弱める意図を持って、基礎をなす現実とは 異なる外見を与えられている雇用関係」と捉え、 それは雇用関係を、法律上別の装いをさせ又は 労働者の受ける保護を縮小する別の形を与える ことによって隠し又は歪めようとする試みであ るとしています。

使用者グループは、加盟各国の労働市場への十分な配慮の必要、「偽装」や「あいまいな」雇用関係を定義することの困難から、条約や勧告などの作成には反対であると主張し、労働者グループと激しく対立しましたが、各国政府が労働グループを支持したため、総会は偽装雇用関係に焦点を合わせた勧告の制定を、将来のILO

総会議題にするべきとの結論を出しています。

5 おわりに

プランによる若者の創業・起業は、大学発ベンチャー1,000社創出の加速化、産業クラスター計画の強化により3年間で1万件の新事業創出、技術と経営に精通した高度人材(MOT人材)の育成強化により5年間で1万人のMOT人材の輩出など、これから具体化が進められていきます。こうして創業・起業した自営業者が、法定された労働基準以下での労働条件で働くことを余儀なくされ、こうした働き方が拡大されることによって労働者全体の労働条件が引き下げられることの無いようとりくみを強める必要があります。

私たちは、出版のこれまでのとりくみ等に学び、個人の自営業者の組織化にとりくむとともに、ILO総会での「雇用関係の範囲」に関する議論を促進させ、その議決、条約、勧告を日本国政府が批准等し、新規立法などを通して遵守するよう求めるとりくみが重要になっています。

(やまだ たかし・労働問題研究家)

(注)

*1 雇用対策法(基本的理念)第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職にあたっての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

*2 ①若年者など30万人以上を対象とした起業予備軍総合支援サービス「起ちあがれニッポン DREAMGATE」を学生へ集中啓発等、②民間やNPOによるベンチャー企業向けの実践型インターンシップ等を実施し、創業に挑戦する人材を大量発掘・養成、③大学発ベンチャーについて、1000社創出の加速化や、統合技術による事業化など総合的な市場化支援、④産業クラスター計画の強化。

*3 ①実効的な教育内容と高い創業・就業実績を持つ民間事業者が行う実践的な創業教育を支援、②市場が求める産業再生・創業促進型人材の育成を強化、③技術と経営に精通した高度人材(MOT人材)の育成を強化し、5年間で1万人のMOT人材を輩出、④小中高校生に対する体験・参加型の企業家教育を充実、⑤若手経営者の育成のため、創業塾を拡充*4 最低資本金制度の撤廃や、簡易で柔軟な事業組織制度として、有限責任会社(LLC)や有限責任組合(LPS)を導入。



公務労働者の組織化とILOの活用

4 ヵ国労働組合の国際交流報告(メキシコ、2003年9月16~21日)

加藤 益雄

2003年9月16日から21日の6日間、メキシコ・シティに日本、カナダ・ケベック、アメリカ、メキシコの労働組合代表が集まり、「公務における非正規・低賃金労働者の組織化とILOの活用」をテーマに、非常にユニークな国際交流が行われた。メキシコ真正労働者連盟(FAT)がホストとなり、米電気・ラジオ・機械労組(UE)から国際部長をはじめ公務部門の6支部7人、カナダ・ケベック公務労働組合(SFPQ)から委員長と調査研究部員の2人、ケベック中央労組連盟(CSQ)から労働関係部長、そして日本の全労連から井筒百子幹事(政策局長)、定房子全医労副委員長、全労連の加藤益雄国際部長の3人が参加した。

メキシコ労働組合を取り巻く環境

初日午前は、メキシコにおける民主的な労働 組合による組織化の努力について外国からの参 加者の理解を得ることにあてられ、メキシコ FAT指導部がこの国の政治・経済情勢、労働組 合情勢について概観した。

メキシコで、70年以上におよぶ与党・制度的革命党(PRI)の支配とそれを支える労働会議(CT)、その中核をなすメキシコ労働同盟(CTM)の「シングル・ユニオン協定」(1事業所1組合)を土台とする労働組合支配の実態とともに、これに対するILOへの提訴をふくむ結社の自由と労働組合運動の民主化を求めるたたかいが報告された。CT、CMTは、農民部会、一般部会(公務員など)とともにPRIを支える3

本柱の一つであり、これらの労組幹部は下院議員など政治家に多数送り込まれ、PRIの集票マシーンとして機能してきた。こうした実態は2000年7月の大統領選挙で、教会と一部財界を支持基盤とする保守の国民行動党(PAN)フォックス政権が誕生した後も依然として強固な基盤を形成し、新政権の下でも民営化や労働法制改悪など新自由主義政策が追求されている。

次いで私たちは、メキシコ・シティの3つの新しいサービス部門の労働組合支部、すなわち、大規模な中央卸売市場で争議中のトイレ清掃労働者、組合の結成に成功あるいは準備中のガソリンスタンド労働者、そしてメキシコ・シティ市当局の女性問題局に働く臨時労働者の代表から話を聞いた。これら3組合は、2~3年前にFATが首都圏のサービス労働者の受け皿として作り、労働組合登録を獲得した「商店・オフィス・売店・関連労組(STRACC)」の傘下にある。

ガソリンスタンドの契約労働者

FATは3つのガソリンスタンドの組合代表 選挙で勝利し、ここに働く「契約」労働者は労働組合の協約下におかれることになった。これらガソリンスタンドの労働者は、通常、賃金の支払いを受けていない。医療、その他の給付もまったくない。客のチップでかろうじて生活を支え、時には、そこで働かせてもらえる「特権」ということで、逆にスタンド経営者に金を払うよう求められる。また、モーター・オイルやサンドイッチの販売を押し付けられ、売れ残った

サンドイッチの代金を請求されるということまであるという。

現在、他の3つのガソリンスタンドで組合代表権をめぐる申請が係争中である。このうち、 労働者わずか30人の小さなスタンドの経営者は、 選挙で投票させるために40人の労働者を新たに 雇い入れた。もう1つ別のスタンドでは、別の 組合から申請があったとして、予定の3時間前 に突然選挙が中止された。FATはこの決定を不 服として訴えたが、CTMの幹部が牛耳る労働委 員会の機構を通して経営側はどの労働者が自主 労組を支持しているのかを知るところとなった。 4人が解雇され、現在、労働委員会で係争中と いう。

中央卸売市場のトイレ清掃労働者

FATはまた、市当局の管理下にある食品中央卸売市場と女性問題局の労働者のたたかいにとりくんでいる。メキシコ・シティの巨大な中央市場にある5ヵ所のトイレの清掃労働者は最近まで市によって設立されたトラストからこのサービスを管理する権利契約を受けていた雇用主によって雇われていた。労働者はFATによって組織され、大きなたたかいによって組合承認と組合契約を勝ち取った。しかし、このトイレ管理は実に旨味のあるビジネスで、トラストは突然使用権を終結させ、労働者から仕事を取り上げた。

私たちがメキシコ入りしたわずか3日前の9月12日、トイレ清掃労働者はストライキに突入した。通常、メキシコでは、ストが宣言されると、赤と黒の旗が立てられ、赤と黒の腕章をつけた労働者は生産をストップし、施設を防衛する見張りポストが設けられるという。それがここでは、市場で働く労働者やトラック・ドライバー、その他の利用者からトイレを利用する便宜を奪うことなく、トイレの清掃・管理を続けている。しかしそれは、以前のようにトイレ利用料として2ペソを徴収するのではなく、入口

に赤と黒で塗られたバケツを置いて連帯カンパをお願いし、それでトイレット・ペーパーや洗 浄剤を購入し、スト労働者の暮らしを立てている。

私たち各国代表団はスト5日目となる16日に、このマーケット5ヵ所のトイレ全部を訪問し、スト労働者にあいさつした。外国の労働組合代表が自分たちのたたかいに興味と関心を示していることに驚いた様子であったが、あたたかい挨拶を返してくれた。組合ができる前はひどい扱いを受けていた、多くは高齢者、障害者で使用者に差別されていると話していた。メキシコの経営者は、大体18歳から25歳ぐらいまでの労働者を雇いたがり、40歳を過ぎると事実上仕事を見つけるのは不可能だという。第一の要求は仕事を取り戻すことであり、重要なことは、奴隷ではなく、人間として扱われるべきだということだった。

市「女性問題局」の臨時専門職労働者

女性問題局の状況はさらに複雑なようだ。メキシコ・シティを構成する16の地区で女性たちに個別あるいはグループで、仕事や健康、子どもの教育、ドメスティック・バイオレンス (DV) などさまざまな相談活動などにあたる臨時専門職の女性約200人が、昨年、組合を結成した。労働委員会は組合結成無効の結論を出したが、彼女らは裁判で勝利し、使用者側との契約に合意できなかった場合にはストに入ることが認められることになった。契約合意に達するための数ヵ月におよぶ交渉を経て、さらにスト期限を2度も延長した後に、かれらはストをやる以外にないという事態になった。

しかし、スト期限の直前になって当局は、組合名に専門職労働者と特定する言葉が入っていないので組合は彼女らを代表することはできないとして組合の正当性を法廷で争うという新たな攻撃に出てきた。彼女たちは違法ストとなることを懸念して、当局の主張がいかに理屈に合

国際 • 国内動向-

わない馬鹿げたものであるかをアピールすると ともに、「専門職サービス労働者組合」を追求す るという2つの戦略をとることになった。

公務労働者の団結権・組織化とILOの活用

2日目、3日目は公務労働者の問題、とくに 組織化への障害に挑戦するためのILOの活用に 焦点があてられた。2日目午前は、各国の労組 代表が公務労働者とくに公務の非正規労働者の 直面する問題についてそれぞれ短い報告を行っ た。全労連から井筒幹事が日本における非正規 労働者の現状とパート・臨時の組織化の取り組 み、淀全医労副委員長が国立病院賃金職員の雇 用継続の緊急のたたかい、加藤国際部長がILO 結社の自由委員会をはじめとする全労連のILO への取り組みについて発言した。また、メキシ コFATと漁業省労働組合からは、国土省、環境 省などとの統合による労働組合代表権をめぐる 問題でILO結社の自由委員会に対するとりくみ の経験が報告された。

参加した各組合はいずれもが自主的・民主的な労働組合であり、国の予算削減による仕事の喪失、組合に対して規制的な労働法制、仕事の下請・民営化など多くの共通した問題に当面していることが明らかにされた。

この日午後、私たちは、メキシカーナ航空とアエロメヒコの分割で起きた労働組合の組織問題でILOへの提訴をふくめ、航空関係他労組とも共同してたたかっているパイロット労組を訪問し交流した。また、翌日午前には、メキシコの電力民営化に反対して闘争を前進させているメキシコ電力労働組合(SME)を訪問した。SMEはこれまで民営化の阻止に成功している。午後には、労働裁判やILOへの提訴などメキシコFATをはじめ多くの労働者・労働組合のたたかいを支援し活動している弁護士集団と交流した。

討論時間は限られていたが、交流と多くの情報は非常に有益であった。ILOについての発言の多くは、ILOに強制力がないことや時間がか

かりすぎるということを強調する一方、世論へ の訴えや政府への圧力の点でその意義は大きい というものであった。

ILOからもっとも有効なものを引き出したと思われるのは漁業省労組である。「一職場一組合」の規制に関するメキシコ最高裁の立場の再検討を求めるILO勧告を獲得した。パイロット労組も、勧告自体は組合の主張を全面的に反映したものではなかったが、労働問題に関する国際機関の権威によって政府が世界の前で批判されることには意味があると考えている。メキシコのケースでの手続・審理の遅れには政府やCTMの利害や関与が影響しているという話であった。

電力民営化を阻止するたたかい

電力民営化に反対するSMEの全国的な運動の話は有益で興味深いものであった。民営化攻撃の初期の段階から各分野を代表する120の大衆団体による協議会をひらき、民営化に反対する広範な統一戦線を構築し、多様な戦術を駆使して運動を広げた。大衆動員とロビー活動、メキシコ議会の全政党議員への要請行動などで圧力をかけた。全国各地でフォーラムを開催し、いくつかの所では、民営化を経験した国々の代表を呼んでその影響について討論した。メキシコ北部で開いたフォーラムではアルゼンチン、中央アメリカ、ブラジル、チリ、ペルー、エクアドル、パラグアイの電力労組の代表が招かれ発言した。

SMEはとくに教育宣伝活動に力を入れ、消費者向けの宣伝物ではとくに民営化の影響についての情報を盛り込み、民営化が国の主権と消費者への負担という点で否定的な影響を持つことについて戸別訪問で対話をすすめた。3月8日の国際女性デーには組合女性部のイニシアチブで「民営化に反対する女性運動」を結成したと報告した。こうしてメキシコ・シティを中心に420万人の署名を集め、国会に請願し、これらは

主要マスメディアでも報道された。現在、民営化と諸要求についての国民アンケート調査を進めている。とくに力を入れているのは政府が新聞、ラジオ、テレビで行う議論にその都度しっかりと反論し、政府の主張がいかに現実に対応していないかを明らかにすることである。実際、私たちは市内を移動中に、いたるところで民営化反対のポスターや壁書きを目にした。それから数日後、私たち代表団は日本に帰って、メキシコでの電力民営化反対のゼネストと大デモを報じる外信記事を『赤旗』で目にした。

最終日、私たちは各国代表団とともにテオ ティワカンのピラミッド遺跡を訪ね、夜、メキ シコ・シティに戻ってから全員で今回の交流会 議の総括とフォローアップのための話し合いを 持った。この場で私たちは、国立病院賃金職員 の雇用継続のたたかいに関連して、各国の参加 者から日本政府に対する要請署名にサインをし てもらった。

今回の訪問と交流を通して、私たちはメキシコFATが電力労組やパイロット組合をはじめ多くの組合と広範な同盟を結び、全国労働組合(UNT)を構成して労働法制の改革とメキシコ労働運動の民主化をめざして奮闘していることを知った。このことは全労連の今後の国際交流にとっても貴重な収穫であった。

(かとう ますお・全労連国際部長)

リストラ反対の新たな運動の発展方向示す

ーリストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流集会

篠塚 裕一

「リストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流集会」が9月3、4の両日、静岡・熱海市で開かれました。全労連、全商連、新日本婦人の会、自由法曹団、日本共産党の5団体が呼びかけて昨年3月に東京で開催されたリストラ反対全国交流集会に引き続いて開かれたもので、この集会には、47都道府県から460人余が参加しました。

いま、大企業を中心にしたリストラ「合理化」の嵐が吹き荒れるもとで、全国の職場・地域に 矛盾が蓄積し、かつてない変化や新しい運動の 流れが広がっています。長時間・過密労働や過 労自殺、失業者の増大が加速化し、中小企業の 倒産と地域経済の破壊も深刻化するなかで、大 企業のリストラと真正面からたちむかい、雇用 や地域経済を守る取り組みが職場・地域で地方 自治体との共同を追求しながら前進を開始して いるのです。今回の交流集会では、1日目の全 体集会と2日目の分散会での討論で、そうした 全国各地の職場・地域で繰り広げられてきた草の根の経験が持ち寄られ、全国的に交流されるなかで、リストラ反対、雇用と地域経済を守る「運動発展の大きなバネ」(熊谷金道全労連議長「主催者あいさつ」)になるものとなりました。集会では、熊谷金道全労連議長の主催者あいさつに続いて、2つの問題提起が行われました。1つは、「リストラと雇用問題についての問題提起」(寺間誠治全労連総合労働局長、以下「寺間提起」)、もう1つは、「雇用と地域経済についての問題提起」(山下芳生日本共産党リストラ反対・雇用を守る闘争本部事務局長、以下「山下提起」)です。ここでは、この2つの問題提起の内容にもふれつつ、集会での討論の特徴のいくつかを紹介することにします。

職場を基礎にした運動の前進

まず、リストラと雇用をめぐる討論です。その特徴の第1としてあげる必要のあるのは、職

国際 • 国内動向-

場を基礎にした運動がすすみ始めたということです。こうした経験は、全労連系はもちろん、連合系の労働組合からも報告されました。

全労連系組合の報告の一つは、建交労関西支部の取り組みです。セメント業界40%のシェアを持つ太平洋セメントが打ち出した身勝手な工場閉鎖・解雇攻撃にたいして、職場の団結を基礎に、国民救援会や日本共産党地方議員団の支援も得て、ゼネコンや業界団体に理解と協力を求める要請を行い、5ヵ月間のたたかいのなかで、7人全員の職場復帰をかちとったと述べました。

連合系組合では埼玉の自動車部品メーカーの ボッシュでの取り組みが注目されました。「ボッ シュリストラを考える家族の会」の代表は、埼 玉から秋田への遠隔地配転、秋田から全国への 「玉突きリストラ」に、労働者と家族の要求を 取り上げて学習と交流を強めるなかで、労働者 の団結が広がり、転籍を迫られた500人の労働者 のほとんどが転籍承諾書提出を拒否し、労働組 合にも働きかけ、動かすなかで、「秋田への転籍 を撤回させ、3年を期限とする出向に計画を変 更させた」「玉突きリストラもやめさせ、転籍に ともなう生涯賃金格差も是正させた」と報告し ました。職場の労働者が結集してつくられた、 要求を実現するための職場組織「ボッシュリス トラを考える家族の会」の結成が成果をあげる うえで大きな力になりました。

「寺間提起」では、リストラに反対する取り組みが「労働者・国民の要求と期待に十分こたえるものとなってい」ないのは、「職場を基礎にした新しい運動がまだ全国的な大きな流れになっていないからであり、ここに、日本の労働組合運動の階級的・民主的強化が緊急の課題として求められる理由があります」と、今日のリストラ反対闘争における弱点の一つを指摘し、その克服を呼びかけています。

今回の集会の討論は、まだ端緒的とはいえ、 そうした日本の労働組合運動の弱点を克服する 方向で、職場を基礎にした取り組みが前進を始めていることを示すものとなりました。

リストラ反対が地域全体の声に

もう1つの特徴は、無責任な大企業の工場閉 鎖などのリストラに反対する地域ぐるみの共同 が広がっていることです。

岩手県の誘致企業であるアルプス電気が突然 570人を擁する盛岡工場閉鎖を発表し、2ヵ月以内に福島と新潟の工場に配転できなければ退職を迫るというリストラ計画を打ち出しました。これにたいして、日本共産党岩手県議団がいわて労連などの協力も得て、職場の労働者の実態把握とともに、県や工場所在地の玉山村などの関係町村に働きかけ、地域ぐるみでその横暴なリストラに反対しようと働きかけました。そのなかで、増田岩手県知事は「企業は、株主や取引先に対する経済的な責任とともに、従業員や消費者あるいは地域経済に対する責任がある」

「従業員の雇用確保や下請企業の取引確保にあたるなど、合理化の影響を最小限にとめるよう強く要請してきた」と県議会で答弁。工場所在地の玉山村をはじめ県や関係市町村、関係商工会議所・商工会などが参加して「盛岡工場閉鎖問題対策委員会」が結成され、アルプス電気本社に工場閉鎖の撤回と従業員の雇用確保に責任を持つよう求める取り組みが行われました。

その結果、工場閉鎖の撤回は実現できかったものの、アルプス電気として退職者の雇用確保に責任を持つことが確約され、再就職希望者250人のうち230人の雇用の場を確保させることができました。

JMIU日立精機支部からは、会社のリストラ 攻撃、営業譲渡にともなう選別解雇にたいして、 5人で労働組合を結成し、雇用継続を求めるた たかいの報告がありました。このたたかいにた いして、県議会での日本共産党県議団の質問に、 千葉知事が「1人でも多く雇用を要請する」と 答弁。自治体がこれまでには考えられないよう

な変化を見せているなかで、大企業の横暴をやめさせる社会的世論を結集して勝利したいと発言しました。

討論では、長期化する不況のなかで、自治体としても、雇用問題に関心を持たざるをえないような状況がすすんでいることが明らかにされました。そうした状況のなかで、誘致企業などのリストラに直面する市町村にたいして、労働組合が積極的に働きかけるならば、リストラ反対の取り組みは、自治体をはじめ地域の中小企業団体をも巻き込んだ、地域ぐるみの共同ととすることを確信させることができることを確信させる計論でした。「寺間提起」では、リストラ反対になるの共同をすることができることを確信さ対になっても対して自治体との共同をすることは、「労働組合運動の新たな発展になって重要な活動になっています」と強調しています。そのことを実感させる討論でした。

自治体のなかの新しい流れ

次は、雇用と地域経済をめぐる討論です。この 討論の特徴の1つは、リストラ反対の取り組み のなかでも、自治体の変化が強調されましたが、 ここでも自治体の変化が強調されたことです。

「山下提起」では、「いま少なくない自治体が、 『雇用と地域経済に責任を持たねばならない』 と考え始めていることも新しい特徴」だと指摘 しています。討論では、そのことを裏付ける草 の根からの発言が相次ぎました。たとえば、日 本共産党岐阜地区委員会の取り組みとして報告 されたのが、岐阜市の地場産業であるアパレル 産業再生のシンポジウムでした。このシンポジ ウム開催に向けて、同地区委員会はアパレル関 連事業所をすべて訪問し、聞き取り調査を行い、 地域経済の実態をよくつかむことから出発して、 その取り組みを紹介しながら、岐阜県商工局長 のシンポ参加を実現。シンポ当日はアパレル業 界団体や行政からの参加もえて、シンポを成功 させ、その後もシンポでの討論を踏まえたアパ レル再生の「提案」をまとめ、共感を広げてい

ることが報告されました。

また、長野県労連の代表は、田中県政では、公共事業費が大幅に削減される一方で、製造業、農業、観光業の3つの既存産業に加えて、福祉・医療、環境、教育などに重点を置いて4年間に2万人の常用雇用を創出するために、3年間で300億円もの予算が組まれたと報告。自治体がこうした新しい変化を見せるなかで、労働組合としても地域経済や雇用拡大にかかわる切実な要求を結集すると同時に、その解決の道筋についても行政とも協議しながら取り組みをすすめるという参加・提案型の運動スタイルに切り替えることの重要性を強調しました。

キーワードは地域

こうした自治体の新しい変化をよくみて、労働者の要求も地域経済を守る取り組みのなかに位置づけてこそ前進するという報告が相次いだことも大きな特徴です。

徳島県労連から報告されたのは、JTと住友電装の合弁会社、四国ジェイティエス電装が工場を閉鎖して160人の雇用を奪おうとしたリストラ攻撃とのたたかいです。このたたかいは160人もの雇用の場を奪うのは地域経済にとっても大きな痛手になることも明らかにして取り組まれましたが、そのなかで労働組合の違いや党派を超えた地域ぐるみの取り組みとして発展したことが特徴です。職場の女性たちが労働組合を結成してたちあがったのを契機にして、住民決起集会が600人の参加で開かれ、池田町議会も大企業の社会的責任を問う決議を採択しました。地域ぐるみのたたかいとして発展するなかで、代替雇用の場を確保させ、退職金の大幅引き上げを実現しています。

埼玉からは、仕事不足で自殺者まで出ている 建設労働者の現状を打開しようと埼玉土建労組 が、地域経済振興策として小規模工事者登録制 度や住宅リフォーム助成制度を市に提案し、そ の要求を実現、年間2億円を超える仕事が市内

国際 • 国内動向-

の小規模事業者にまわるようになり、そのなか で、建設労働者の仕事も確保できるようになっ たと報告されました。

「山下提起」では、「キーワードは『地域』」ということが強調されています。これらの報告は、地域経済を真ん中にしてこそ、労働者の要求と住民の要求が一致していることが明らかになり、労働者の要求の実現も、そうした地域を基礎にしてこそ前進することが、全体として明らかにされました。

全国的な流れにするための提起

今回の全国交流集会には、このほかにも、さまざまな教訓に満ちた経験が持ち寄られましたが、そのすべてを語り尽くすことできません。最後に、「山下提起」で、この集会に持ち寄られた「雇用と地域経済を守る取り組み、運動の新しい芽を、全国的な流れにするために」提起された2つの問題を紹介することにします。

その1つは、「雇用と地域経済を守るために、 政府、自治体、企業にたいして、以下の要求を 掲げて全国各地で運動を起こすことです」。

〈政府にたいして〉

▽乱暴なリストラから、雇用と人権を守る「解雇規制・雇用人権法」の制定、中小企業の経営を守る下請2法の徹底を、▽長時間労働、「サービス残業」をなくして、雇用を増やす本格的な取り組みを▽教育、福祉、医療、防災など、国民生活に必要な分野の人手不足を解消し、雇用の拡大を、▽自治体の雇用創出の取り組みを支

援する財政的な枠組みを

〈自治体にたいして〉

▽製造業、商業、農林水産業など、地域経済、 産業の本腰を入れた実態調査を、▽住民の英知 を幅広く結集して、街づくり、雇用、産業政策の 練り上げを、▽地域から企業に社会的責任を果 たすよう求める行動を

〈企業にたいして〉

▽雇用と地域経済にたいする責任ある行動を (①労働組合、自治体、関係者との協議なしに、 リストラ計画のマスコミなどへの一方的公表は しないこと、②労働基準法、下請 2 法など現在 あるルールの厳守を)

〈政府と企業にたいして〉

▽若者に仕事を――政府と企業は責任をはたす べき

もう1つは、「各地の運動を交流するための全 国的ネットワークの充実」です。

この2つの提起を受けて、政府、自治体、企業にむけての運動が前進し、その取り組みが全国的なネットワークで交流されるようになればリストラ反対、雇用と地域経済を守る運動は、全国的な運動としてさらに大きく発展することになるでしょう。そうしたことが明らかにされた今回の全国交流集会は、最初にふれた熊谷あいさつにあるように「運動発展の大きなバネ」として、大きな成果を上げるものになったということができます。

(しのづか ゆういち・ジャーナリスト)

次号No. 53 (2004年冬季号) 予告

(特集) 生活破壊の現局面

その他、国際・国内動向、書評、新刊紹介他



戸木田嘉久著 『労働運動の理論発展史

---戦後日本の歴史的教訓(上·下)』 大木 一訓

圧巻である。本書は、わが国労働問題研究の第一人者として知られる著者が、その全生涯にわたる理論活動の諸成果を動員し、集約して書き上げた、上下巻1,000ページをこえる「労働運動の理論発展史」である。しかしその内容は、

「理論発展史」にとどまらない。著者は、50有 余年にわたり一貫して「科学的社会主義の経済 学の立場を堅持しながら、当面する労働問題と 労働運動の諸問題について、あるいはそれに関 連する経済学の諸問題について、大小の論文や 著作をもって積極的に発言してきた」と自負さ れているが、本書はそうした長年にわたる理論 活動を反映して、オーケストラのスコア (総譜) を想起させるような壮大な構成のもとに、20世 紀半ばの敗戦から21世紀に入った今日にいたる までの、日本の経済史、労働運動史、労働・経 済問題論争史、それに新たな論争的提起などを、 自分史を軸に渾然一体として展開する、ユニー クな現代日本史ともなっている。「戦後日本の歴 史的教訓」というサブタイトルがつけられてい るのも、それ故であろう。21世紀初頭までをカ バーするまとまった歴史的研究が各分野で欠如 している状況があるなかで、本書の刊行はその 空白を埋める大きな意義をもつにちがいない。

ただし、留意しておかねがならないのは、本 書が全体として著者の「論争史ノート」という 性格をもっており、なにかの教科書のように、

「過不足」なく「バランス」のとれた形で歴史 的評価を確定しようとするような、「理論発展 史」や「現代史」ではないことである。著者自 身が、この著作は「労働運動上の争点や、それ にかかわる経済問題の争点にふれつつ、どのよ うに労働運動の理論が発展してきたかを、私な りの関心に即して整理してみたものであり、 「同時代的な自分史とならざるをえな」かった と述べているように、また、全体として、本書 の分析と叙述が「戦後の重要な労働争議の評価、 それをめぐる評価に決着をつける『決定版』に はならないように留意した」とも言われている ように、それは著者自身の理論活動史を軸にす えてまとめられた「理論発展史」であり、「自分 史」との関わりで広い観点から考察された労働 運動史であり社会・経済史であって、その分析 や叙述もさまざまな領域での今後のいっそうの 研究発展を期待するものとなっているからであ る。したがって、重要な運動や理論で本書で取 り上げられていないものがあったとしても、ま た、今後の課題として残されている歴史的理論 的評価が少なくないとしても、それは当然のこ とである。むしろそれだからこそ、本書の読者 は、従来にない参加型の読み方ができるのでは ないかと思われる。理論活動を中心とする著者 のゆたかな「自分史」のなかから、われわれが 自らの問題として引き継ぎ発展させるべき理論 的政策的成果や課題を見いだし、吸収すること ができるばかりでなく、読者がそれぞれの問題 意識で自らの「自分史」と重ね合わせて本書を 読むことによって、よりゆたかな「同時代史」 を共に紡ぎ出していく楽しさをも見いだすこと

書 評

ができるだろうからである。

それにしても、一読して驚かされるのは、本 書では戦後労働運動における重要なたたかいや 理論的争点が百科辞典的に網羅されて取り上げ られていることである。いいかえれば本書の著 者の場合、その「自分史」は、全体としての労働 運動やその理論の発展史と表裏をなしシンクロ ナイズされた形で、ある意味ではそれらを体現 した形で、展開されてきているということであ る。しかも、そこでのあらゆる分析や総括や「自 分史」の足跡には、科学的社会主義の観点が徹頭 徹尾貫かれている。少なくとも研究者の場合、 これは希有なことであろう。それだけに、その 内容は(多かれ少なかれ労働運動にかかわって きた人々にとっては特にそうだと思われるが) 読者をとらえて離さない同時代史としての迫力 をもっているし、すでに喜寿をむかえられた著 者が、自らの理論活動を軸に戦後の理論発展史 をまとめ、次世代に残す責任があるのではない かという「使命感にかりたてられて」本書を執筆 されたというのも、理解できることである。

書評をというのであるが、これだけ広範囲に わたって多種多様な論点を包含する本書を、内 容に即して論評するのはほとんど不可能に近い。 そこで以下では、筆者なりに本書を読んで感じ たこと、考えさせられたことを、若干述べて責 をはたすことにしたい。

(1) 戦後の「意外な長さ」について

本書の冒頭部分で著者は、「戦後労働運動をふりかえるに当たりあらためて痛感するのは、戦後の55年をこえる意外な長さである」と述べられている。筆者はこの発言に接して、労働運動にかかわってきた1950年代いらいのさまざまな体験が、一度によみがえって体内を駆け抜けるように感じられた。そして、深い共感を覚えた。「意外な長さ」と言われるなかには、日本の労

働者階級が長らく求め続けてきた日本資本主義の民主的改革がなお達成されず、21世紀初頭の今日もそれが労働運動の課題として提起されつづけているという問題もふくまれている、と理解してよいであろう。なぜこのように「意外な長さ」になってしまったのか、という問いである。この問いに著者は明示的には答えていないし、本書ではとくだん深く言及することもされていない。しかし、これはよく考えてみる必要のある提起ではなかろうか。

著者は、戦後労働運動史を一貫して革新的潮 流と労資協調的潮流との対抗関係のなかで捉え て分析され、「意外な長さ」をもたらした少なく とも一つの大きな要因が、戦後当初からわが国 労働運動のなかで反労働者的役割を担ってきた 労資協調主義にあることを明らかにしている。 また、戦後労働運動の重要な争議を次々と取り 上げながら、階級的潮流の運動のなかにも、そ の積極的側面とともに、弱点や限界や誤りが あったことを率直に指摘し分析されている。そ うした本書の戦後労働運動分析から、筆者はあ らためて、歴史を担う者の責任の重さを厳しく 自覚させられた気がする。たとえば、先の「意 外な長さ」を問題とするとき、予想される答と しては、戦後民主改革の不徹底さ、戦前いらい の反動的支配勢力の存続、安保体制下における アメリカの支配的影響力、あるいは戦後資本主 義のしたたかさ、といったことがすぐ頭に浮か ぶであろう。しかし、そうした客観主義的な説 明で問題を終わらせてはならない、歴史の中心 的な担い手であり推進力である労働運動が、た たかいのなかで何をつくり出し何を次世代にの こしていっているのか、その点こそが重要なの だ、という著者からのメッセージが伝わってく るのである。

(2)「労働運動の発展の合法則性」をめぐって ところで、「意外な長さ」を要しているとして も、労働運動はわが国でも確実に大きな前進を

とげてきている。それは偶然ではなく法則的だ、 と著者は強調する。本書全体をつらぬくライト・ モチーフとなっているのは、その「労働運動の 発展の合法則性」という観点である。

1970年代にこの観点の重要性をはじめて提起 された堀江正規氏は、「合法則性」という言葉に よって、①労働組合運動の場合にも、その発展 の全過程は社会の発展法則によって規定されて おり、科学的に把握することができる、②その 法則を構成するのは、社会発展の法則であり、 階級闘争の法則であり、資本主義経済の法則で ある、③それら諸法則の作用により、労働組合 運動はより大規模により力強く発展していく必 然性をもっている、ことを指摘し強調されてい た。この提起は、労働組合運動を科学的に分析 する基礎をあたえたし、当時から今日にいたる まで、困難な諸条件のもとでたたかう多くの労 働組合活動家を励ます理論的政策的立脚点とも なってきた。著者は、堀江氏のこの提起をさら にすすめて、以下のようにその「合法則性」を 定式化されている。「労働運動の合法則的発展の 土台となり、また推進力となるのは、資本の蓄 積にともなう社会的生産の担い手である労働者 階級の増大であり、そのうえにのしかかる社会 的貧困の蓄積である。だが、労働運動はこの土 台のうえで、資本と賃労働との間の階級闘争を つうじてしか発展しえないこと、したがって、 労働運動に一路、漸進的な自然成長的な発展は ありえず、敗北と勝利、停滞と飛躍をともない ながら階級闘争の弁証法をとおして貫徹するこ とになる」(下575ページ)と。この定式にはその 表現をふくめ深めてみたい論点がいくつかある が、それは全体として、労働組合の成長・発展 過程において階級闘争(その集中的表現は政治 闘争であるが)がはたす役割の大きさを強調す るものとなっている、と理解してよいであろう。

本書の凄いところは、戦後労働組合運動の全 過程にわたって、運動発展の「合法則性」の存 在とその作用を具体的に分析し論証してみせた

ことである。なかでも、著者の調査研究の原点 ともなっている、戦後炭坑労働運動についての 分析や理論検証は非常に興味深く説得的である。 その分析・論証は、「合法則性」の貫徹に確信を あたえると同時に、わが国ではいかにその法則 の作用が国際的に特異な、ゆがめられたものと なっているか、また時代によってその法則の作 用にはどのような特徴が見られるかを明らかに して、「合法則性」の具体的な貫徹形態をも究明 するものとなっている。だから本書を通して精 読すると、たとえば、戦後間もなくの産別会議 の運動と総評運動と今日の全労連運動との間に どのような質的な発展段階の違いがあるか、あ るいは今日のグローバリゼーションの時代に、 日本の運動がどんなに特異な歴史的制約のもと におかれているか、といった問題も、浮き彫り になって見えてくるのである。

(3) ありうる誤解への一言

ところで、「合法則性」の理解にかかわって、 著者の論述のなかには誤解を生むかも知れない 表現が若干見られるので、予想される論難を先 取りして、ここで筆者の理解を述べておくこと にしよう。

一つは、「恐慌や不況という形で資本主義の基本的矛盾が集中的に顕在化する条件のもとでは、資本の攻撃を労働組合が経済闘争でもってはねかえすのは、なかなか困難である。……この意味では、運動の停滞局面はさけがたいことを再確認することが、労働組合としてはむしろ根性をすえることになる」(下559ページ)と述べられている部分である。これは、組合運動の困難さにたじろぐ後輩たちを励ます言葉として言われているものであるが、これに対して、次のような批判が提起されるかもしれない。①恐慌・不況や戦争の時期こそ労働運動は発展するのであり、「運動の停滞局面はさけがたい」とするのは、内外の労働運動の経験に反するのではないか、②また、そうした理解は、労働運動は労働

書評

者階級のうえにのしかかる社会的貧困の蓄積を 土台として発展する、という「合法則性」とも 矛盾するのではないか、③今日の独占資本主義 のもとでは、「ビクトリーマップ」の運動に見る ように、大企業は不況下においても莫大な超過 利潤を手にしているのであり、賃金労働条件の 改善は不況下においても十分可能である、④「停 滞局面は避けられない」とすることは、労働者 たちにたたかいを断念させ、運動に打撃をあた えるだけではないか、等々。

これらの批判点は十分理解できるものである し、おそらくは著者も、その批判内容にはあま り異議がないのではないかと思われる。しかし、 そこでは労働運動一般についてではなく、労働 組合の経済闘争について言われていることに注 意する必要がある。表現上の難解さを取り除け ば、著者の言いたいのは、賃金・労働条件等の 改善を目的とする労働組合の経済闘争が、恐慌・ 不況期になると困難になり、個々の(あるいは グループの)資本家を相手とする経済闘争だけ ではなかなか成果をあげることができなくなる のは当然ではないか。労働者・労働組合は、経 済闘争のせまい枠の中で頭をかかえるのではな く、労働者階級全体の統一と団結を前進させ、 全国・全産業にわたって労資の力関係を変えて いくようなたたかいを発展させていく必要があ り、そうすれば必ず展望が開けてくるにちがい ない、という趣旨なのである。

いま一つは、「労働運動の真の意味での前進」とはなにか、と自問して、「真の意味での労働組合の発展とは、資本によって育成された協調主義の労働組合に対抗する労働組合の階級的潮流の前進を意味する」(下557ページ)と述べられている箇所である。「労働運動の前進」と「労働組合の発展」との異同は別にして、この文章を、たとえば全労連運動の発展さえ考えていればよいとするセクト的発言だと受け取る読者がいるかも知れない。しかし、それは誤解である。著者は日頃から、連合傘下の労働者・労働組合の

たたかいをも視野にいれた運動分析の必要を指摘され、労働者階級全体の連帯と統一の前進をなによりも重視しておられるからである。そのことを当然の前提としたうえで、著者が言わんとされているのは、労働組合の発展にとって重要なのは、形ばかりの組織をふやすことではなく、労働者階級の階級的結集を真にすすめるような組合運動を構築し発展させることだ、というのである。

上記二つの発言は、いずれも、労働運動を引き継ぎ発展させてくれる後輩たちへの、古武士のような厳しい助言のなかで述べられている言葉だと、筆者には感じられた。そこに込められた今後の運動への熱い期待をしっかりと受け止めることができるかどうかが、われわれには問われているのである。

(4) 今日における運動の到達点

著者は、今日における労働組合運動の到達点 を産別・一般労組や地域労連のレベルまでおり て、あるいはリストラに立ち向かう職場労働者 のたたかいをも視野にいれて検討し、全体とし ては非常に高く評価されている。ナショナルレ ベルでの階級的結集体の確立・発展、国の内外 にわたる全労連・春闘共闘運動の地位向上、リ ストラ「合理化」攻撃に対する反撃の高まり、 不安定雇用労働者の間での運動と組織化の進展、 「総対話と共同」の運動に見るような統一行動 の前進、地域における国民的共同闘争の発展、 など、従前の運動には見られなかった積極的な 諸特徴を今日のたたかう労働組合運動がもつよ うになっていることを、積極的に評価されてい る。そして、全労連の中長期的な運動プログラ ム「21世紀初頭の課題と展望」を詳しく分析し 内容的に深めながら、今日の運動が労働者の意 識変化や労働戦線における共同の前進にささえ られながら、飛躍的な発展の時期を迎えようと している、とも指摘されている。

しかし、同時に、労働組合運動の現状に対す

る著者の目はなかなか厳しい。著者は、「率直にいって、労働運動の社会的存在感はむしろ低下している」「労働運動への期待感、存在感が社会的に弱まっていることは否定しがたい」と指摘される。連合運動についてばかりでなく、全労連運動についても、「個々のリストラ『合理化』反対闘争を、職場を基礎に『統一、そこに勝利がある』という基本方針でどれだけ積極かつ果敢に取り組まれてきたかといえば、率直に言ってやや消極化した傾向がみられるのではないか」

「全労連とそれを構成する産別組織とローカル センターの組織が定着していらい、当然のこと ながら地域的共闘や全国的共闘はローカルセン ターやナショナルセンターの指導・調整による ことになり、職場・企業の単組には、その指示 待ちという消極的姿勢が生まれた」のではない か、「全労連が結成されて以降、職場での団結と たたかいを基礎に、産業と地域の統一行動に 打って出るという統一労組懇時代の気迫が弱 まっておりはしないか」、等と懸念されている。 筆者から見ると、事実認識としても異なり、そ こまで心配されることはないのではないかと思 われる「懸念」もあるのであるが、ここで重要 なのは、わが国の労働組合運動にもっともよく 通暁している研究者がこのような「懸念」をもっ ている、という事実であろう。

ここで読者には、労働組合運動の発展は「敗 北と勝利、停滞と飛躍をともないながら」の 「資本と賃労働との間の階級闘争をつうじてし か発展しえない」という著者による「合法則性」 の定式を思い出してほしい。著者によれば、労 働組合運動の発展はあらかじめ決まっているも のでも約束されているものでもない。その将来 は、労働者・労働組合のたたかい次第なのであ る。いまわが国労働組合の前途には、長年の反 動攻勢をはねかえして飛躍的な発展をとげる可 能性がひろがっている。しかし、労働組合の主 体的力量の低下から、これまで勝ち取ってきた 権利や条件や前進基地を失い、運動の大きな後 退を余儀なくされる可能性もまた存在する。著者は無責任な楽観論を戒め、運動が現実に直面している困難や課題をリアルに直視して、本気で課題に立ち向かうよう期待しているのである。筆者は、イギリスの労働組合運動のなかで、歴史的慣行となっている「行進」としての運動とを真剣な大衆「闘争」としての運動とが峻別されていたのを思い出す。日本では「闘争」としての運動がまだまだ少ない、と著者は感じておられるのであろう。

(5) 建設的で創造的な論争のために

「理論発展史」の著作を読みながら、労働組合 運動の歴史的評価にかかわる問題に傾斜して述 べてきたが、そうなったのは、「理論発展史」に は関心がないとかそれが重要でないとかいうの ではない。逆である。本書で取り上げられてい る理論問題は、日本資本主義論争、現代「合理 化」論、最低賃金制論争、社会政策本質論争、

「企業別労働組合」をめぐる論争、「総評賃金綱 領」をめぐる論争、「賃労働の理論」と貧困化法 則をめぐる論争、生産性向上運動をめぐる論争、 「エネルギー革命」論批判、「三池闘争」論争、 「構造改革」論批判、「二重構造」解消論批判、 「ME合理化」論、経済民主主義論、主体形成 をめぐる論争、構造的失業論、等々、実に多岐 にわたっている。著者の展開しているそれらの 理論内容には、今日では多くの研究者・運動家 の共有財産になっているものが少なくない。同 時に、争点として論議が続いていたり未解明で あったりする論点も多く、そのなかには筆者が 著者とは見解を異にするものもある。共有財産 を確かめるのは楽しく、争点について発言する のは刺激的である。楽しく刺激的な作業を開始 すると、おそらく「書評」の域をこえてしまう のではないかと筆者は恐れるのである。その作 業は、筆者をも含めて読者一人ひとりが別の機 会に時間をかけて丁寧にすすめられるのに任せ た方がよいように思う。

書評

そこでここでは、本書の刊行がより建設的で 創造的な論争と理論構築にみちびく契機となる ことを願って、著者の発言にかかわるいくつか の留意したい点を書き留めておきたい。

一つは、著者が、「労働問題の今日的課題というとき、それ以前の問題として、おたがいに概念や言葉を整理し、その内容をもっと綿密に確定して論じ合う必要があるのではないか」(下381ページ)と述べられている点である。従来の論争では、基本的に同じ方法や観点に立つ論者のあいだの議論であっても、そこから建設的な成果を十分引き出すことができなかったことを考えると、その点は重要であろう。筆者はそれに加えて、支配層のイデオロギー攻撃に反撃する論争と国民のなかでの論争とは区別すること、後者ではとくに、互いに相手の理論の内在的把握に努め、それがもつ積極的な側面を引き出し、吸収・発展させるよう、意識的に努めることが大切ではないかと思う。

今後に予想される論戦のなかでは、それが広い関心を呼んでいることを考慮に入れ、労働者・ 国民にもわかりやすい丁寧な論点整理と論旨の 展開が望まれるのである。

二つには、論争に臨む際の、基本的なスタンスにかかわる問題である。この点に関して著者は、科学的社会主義の見地に立つことを「価値判断先行」だと批判するアカデミズムを反批判して、こう述べられている。「『職業としての批判して、こう述べられている。「『職業としての批判して、天空から第三者的に理論史を整理することそれ自体が、特定の立場に立ってすることを意味しており、そういう立場からする分析こそ科学的たりうるという保障は、どこにもない」「問題は、その立場が現代社会と労働運動にたいするどれだけ正確な科学的認識に立脚しているかであろう。その点で私たちは、科学的社会主義の経済学と階級闘争論に立脚することを宣言しておかねばならない」(上30ページ)

٤.

筆者も、科学的社会主義の理論こそは、方法のうえでも理論内容のうえでも、「現代社会と労働運動にたいする」もっとも「正確な科学的認識に立脚」したものであり、そのことは長年の歴史的理論的検証によって証明されてきていると考える。また、理論活動に参加する研究者は自らの理論的立脚点を明確にすべきであり、そのことが研究や論争をより実りあるものとし、科学的認識に確実に到達する保障ともなるはずだ、という点でも、同感である。ただ、「私たちは……宣言しておかねがならない」という部分については、若干の補足が必要であるように思われる。

これは著者をふくめてのことだと確信をもっ て言うことができるが、われわれには、議論に 参加する人たちに科学的社会主義の見地に立つ ことを押しつけるつもりはまったくない。それ どころか、科学的認識への到達を求めるさまざ まな見地の人々に、議論の場は広く開かれてい なければならないと考えている。また、科学的 社会主義の見地に立つ人々の場合も、その立場 を曖昧にするかどうかという問題と、「宣言」を するかどうかという問題とは、また別であるこ とも自明である。ソ連の場合に見られたような、 言葉のうえでの「宣言」が悪用される苦い経験か ら、われわれは多くのことを学びとってもいる。 だから著者がそこで言われているのは、同じ立 場に立つ他の研究者とともに、自らの理論的立 脚点が科学的社会主義にあることをはっきりさ せておきたい、という意味なのであって、他の 人々に踏絵を踏ませるようなことを言っている わけではない。ここでも、われわれにとって重 要なのは、「自らの科学的観点を確立し、それを 勇気をもって貫け」という著者からの骨太の メッセージをしっかり受け止めることであろう。

三つには、議論を進める共通の場を広げ、よ りゆたかな時代認識を共有するためにも、労働 運動史や理論史の時期区分にかんする研究や論

議をふかめる必要があるのではないかという問 題である。歴史的評価の基準をどのように定め、 時期区分のメルクマールをどう設定するかは難 しい問題であるし、その場合、労働運動中や理論 史や現代史を同列に論じることはできないとい うこともある。本書の著者も、「全体の時期区分 を厳密に確定することは容易ではなく、あまり にその作業にはまりこむのは時間の空費ではな いだろうか」と言われているくらい、それはトー タルな時代認識を問われるやっかいな問題であ る。しかし、それは、たんなるアカデミックな興 味に終わる問題ではない。実践的にもそれは、 運動の歴史的到達点を的確に把握し、目的意識 的に展望をもった運動をすすめるうえで不可欠 な問題である。それはまた、21世紀資本主義の枠 組みとそのもとでの労働組合運動が直面する新 たな条件と課題をどう把握するかを明らかにす るうえでも、基本的な前提となる問題である。

本書で著者は、「戦後史の時期区分については、 さしあたり大づかみな流れと区分を想定しなが ら、順を追って足元から時期を確定していくこ ととした」として、戦後史を大きく7つの時期 に区分して考察している。第一期:占領下の 「戦後改革」と労働運動、第二期:旧サンフラ ンシスコ体制下の労働運動、第三期:1960年代 - 「高度経済成長」期と労働運動の新たな三潮 流、第四期:資本主義世界体制の動揺と1970年 代の労働運動、第五期:1980年代「戦後第二の 反動攻勢」と労働運動の課題、第六期:1990年代・ 「失われた10年」と労働運動の課題、第七期: 21世紀初頭・情勢の激変と労働運動の課題と展 望、がそれである。実際に著者が、それぞれの 時期をどのように区分し時期確定していってい るかを見るのは興味深い。(ここでは詳細を述べ る余裕がないが、読者がそれぞれ確認してみて ほしい。)

指摘されていたように、労働運動史をとって も、その時期区分のあり方を巡ってはなかなか 共通の認識に到達しえない困難さがある。この 点では、マルクスの歴史分析や内外の労働運動 史研究の蓄積に学びながら、あらためて歴史分 析の基本的視点や方法について深める必要があ ろう。たとえば、筆者が留学中に学んだイギリ スのマルクス主義的な労働運動史研究では、産 業・就業構造の変化を背景とした労働運動の中 心的な担い手の変化を重視し、また、政治権力 の性格や階級闘争の行われる枠組みの変化に留 意しながら、運動の発展段階を把握していくと いう方法がほぼ共通してとられていたが、そう した国際的な研究の蓄積や動向をも視野に入れ ながら、論議を深めていく必要があるのではな かろうか。

四つには、これからの理論発展史や労働運動 史の研究のなかで考えていかなければならない 問題に、ソ連型「社会主義」とそのイデオロギー が、わが国の労働運動やそれにかかわる理論・ 政策に及ぼしたであろう影響をどう評価するか、 という問題がある。筆者には、さきに見た「意 外な長さ」をもたらしたいま一つの要因として、 この問題が介在していたように思えてならない。 本書で著者は、わが国の労働運動が早くからソ 連社会体制やそのイデオロギーの欠陥・誤りに 気付き、率直な批判を展開してきていたこと、 国際的な自主・独立路線のもとでその否定的打 撃的影響を他の国々にくらべ比較的軽微なもの にとどめることができたことを指摘されている が、それ以上は多くを発言されず自重されてい る。しかし、寡黙であることがかえって問題の 所在とその大きさを浮き彫りにすることもある。 本書の場合も、国際情勢をも視野に入れた広い 観点から労働運動史を考察されているだけに、 自ずから読者の関心を「冷戦」構造とそのもと でのソ連「社会主義」の影響問題にも向かわせ ることとなっている。少なくとも筆者の場合に はそうであった。

これは、なかなか微妙な問題であり、歴史的 検討をすすめるにはまだ機が熟していないかも

書評

知れない。しかし、たとえば、全般的危機論の 誤り一つをとっても、それは現代資本主義論や 貧困化論のあり方にもかかわる大きな問題であ り、運動上も決して小さくはない影響を与えて いた問題である。あるいは、社会民主主義や福 祉国家や市場経済の評価についても、大きな理 論的政策的難点をかかえ、それがしばしば運動 上の打撃につながったことも、いまでは明らか になってきている。日本共産党の新しい綱領草 案をめぐる最近の議論に見るように、今日では、 従来いわば自明なこととして前提し議論してい た科学的社会主義の諸命題についても、21世紀 にふさわしく自分の頭で検証し未来にむけ創造 的に発展させていかねばならなくなった、とい う時代状況もある。著者がこれらの点を意識し ておられることは言うまでもない。いずれにせ よ、これからの戦後労働運動史や理論・政策史 の研究では、こうしたいわば「スターリン主義」 の影響をも解明しながら、より根源的で創造的 な理論構築に取り組んでいかねばならないので はなかろうか。そのことにも、本書は黙示的に 気付かせてくれるのである。

さいごに、理論活動のうえでも国際的な視野 を強化していく必要である。たとえば著者は、 21世紀における日本労働運動の展望を語るなか で、こう指摘されている。21世紀の日本労働運 動は、世界を前向きに動かす三つの流れ(不破 哲三氏の指摘する①アジア、中東、アフリカ、 ラテンアメリカの国々、②中国、ベトナム、 キューバなど社会主義をめざす国々、③発達し た資本主義の国々、における動き)のなかで、 「とりわけ第三の流れの一翼を構成しながら前 進することになる」が、「そのさい、とくに中国 とベトナムをふくむアジアの動きとは、直接に 連携していくことになろう」と。筆者も、日本 資本主義の民主的変革は、日本社会の存立基盤 をアジアの中に確立することなしには成就しえ ないと考えるし、労働運動がアジアとの「直接 的連携」へと歩み出すことは必要でもあり必然 的でもあると思うのであるが、そうだとすれば、 労働運動をめぐる理論活動もアジアとの日常的 直接的な交流・連携のなかで展開されていく必 要があろう。本書に示された運動史や理論史を 見ても、この点は歴史的にわが国労働運動の大 きな弱点となっており、日本の現状は、運動の 上でも情報交換や理論活動のうえでも国際的に 異常な孤立・疎外状況におかれている。この点 の早急な改善が、労働総研の活動をもふくめて、 われわれの大きな課題となっていることを、改 めて痛感させられるのである。

おわりに

本書を通読して筆者は、著者の長年の活躍に 対して、また、健康上の問題をかかえられなが ら今回の大きな仕事をまとめられた著者の努力 に対して、心からのお礼を申し上げたいと思う。 本書は今後、わが国労働運動の共有財産として、 労働者・国民の幸福を真摯にねがう労働問題研 究者の道しるべの一つとして、さまざまに活用 されていくであろう。たとえば、本書に収録さ れた参考文献目録だけでも、それはこれからの 研究や学習を前進させるうえで大いに役立つで あろう。(もし事項索引を作成・活用するなら、 さらにその効用は絶大なものとなろう。)そして、 そこからはより豊かな論争・理論・歴史分析が 生み出されていくことになろうし、なによりも 労働組合運動の飛躍的発展への条件が準備され ていくことになろう。小泉構造改革に対する国 民的反撃の条件が成熟してきている今日、また、 労働運動の統一的発展いかんが情勢全体を左右 する決定的な要因として浮上しつつある現在、 本書の刊行はまさに時機を得たものといえる。 大部ではあるが、読みやすく「面白い」もので もあるので、一人でも多くの労働者、勤労者、 研究者が読んでくださるよう期待したい。

(新日本出版社・2003年9・10月刊・上4800円・下5200円)

(おおき かずのり・労働総研代表理事)

論点・トヨタ生産システムをどう読むか

千田 忠男著『現代の労働負担』

大野 威著『リーン生産方式の労働―自動車工場の参与観察にもとづいて』 伊原 売司著『トヨタの労働現場 ダイナミズムとコンテクスト』

桜井 善行

はじめに

1990年代初頭、トヨタを代表する日本的生産システムを礼賛する書物が巷にあふれていた。その内容は我が国の大企業が、いかに効率的な生産システムをおこない、人間の労働もまた「人間を尊重する」ものであるというものが中心であった。

しかしその賛美もバブルがはじけ、日本経済 のいきづまりが誰の目にも明らかになるにつれ、 書店では目にしないようになった。

しかし今また、1兆円利益企業トヨタの高収益の秘密やリストラに成功した日産ゴーンの事例など、「勝ち組企業礼賛本」が、書店の店頭に山積みされている。それらは企業倫理や社会責任にも無頓着で、強者のおごりと勝ち組への迎合のものでしかなく、トヨタをはじめとした大企業職場の労働者の悲痛な叫びは全く聞こえてこない。我が国の労働者が、本当に人らしく働き、生活をしているのかを検証することは重要である。

今年出版された3冊の本(千田 忠男著『現代の労働負担』、大野 威著『リーン生産方式の労働一自動車工場の参与観察にもとづいて』、伊原 亮司著『トヨタの労働現場 ダイナミズムとコンテクスト』)は、書店に積まれている「礼賛本」とは明らかに異なる、労働現場の実態にもとづいた意欲的な労作である。労働者への丁寧な聞き取りや、「参与観察」によって、労働実態を文書化した貴重なものである。限られた紙

面で、これらの書物を「書評」という形での全面的な論評は、評者の能力からも不可能で、筆者にも失礼なのは当然であり、主に内容の紹介と若干の感想になることをお許し願いたい。

1 千田 忠男『現代の労働負担』

1 本書の構成と内容

本書のキーワードである「労働負担」とは、「仕事で輝いているときと重荷に打ちひしがれているときがある、働く人々のイメージの科学的概念である」と著者は指摘する。本書では社会の大きな変化とともに、働き方や「労働負担」の変化を、多くの労働者への聞き取り調査の結果をもとにその実態を考察し、労働人生で輝きたいとする労働者の希望実現への方策を提案しようとしている。本書は以下の構成によって成り立っている。

「序章 労働負担の分析枠組み」では、仕事を遂行中の人間のありさまを正確に把握しなければならないという問題意識で、事実を記述し、仕事をとりまく諸条件との関連を合理的に推測して、得られた結果に対して人間的な判断を下すことを課題とし、概念の説明と記述の指針が述べられている。

「第1章 製造部門における労働負担」では、 製造業と流通分野で事実上の世界標準となって いるトヨタシステムが導入されている製造業で の労働負担の実際を明らかにし、「第2章 技 術・事務労働の負担」では、コンピュータ利用 効果が先鋭的にあらわれている技術・事務労働

書 評

での労働負担を検討し、「第3章 教育労働の負担」では、対個人社会サービスの典型である教育労働の労働負担を取り上げている。

これらをふまえて、「第4章 合理的で人間らしく働くために」では、本来的労働負担と現代的労働負担を区分しながら、「製造と技術・事務労働の負担軽減策一過密労働規制の方策」「教師の過重負担を軽減するために」「雇用される労働者の負担軽減に向けて」という大きな課題について提起している。

2 本書の特色

本書では、「労働負担」は、「本来的労働負担」と「現代的労働負担」に区分され、労働者への聞き取りをもとにしてまとめられている。従来の労働問題の聞き取りは、主に経済学・経営学や労働社会学からみられたが、健康衛生に関わる分野では、労働科学・労働衛生学からは産業疲労研究としてすすめられてきた。本書で真髄をなすのは、生産管理の総合施策としてのトヨタシステムにおける労働負担の実態である。「作業負担の定量的評価」(TOYOTA Verification of Assembly Line、TVAL)が登場するようになっても、このシステムは作業者に過大な課題を要求し、それに適応しようとする作業者に心身の障害や生活上の困難を生じさせていることを明らかにしている。

本書に見られるのは、丁寧な聞き取りと正確な価値基準にもとづく分析である。また聞き取りの臨場感の意義も、計量的手法や文献調査だけでは味わえないものである。本書はトヨタをはじめとした我が国の労働実態は、かくも過酷であるということを明らかにした。

しかも本書の意義はそれだけにとどまらない。 従来はあまり深く考察がなされてこなかった技術・事務労働や教育労働にも目を向け、その労働負担を取り除く手だてについても言及している点である。観念的な労働についてのおしゃべりや、労働を肉体労働に一般化する傾向が強い 中で、資本主義社会の発展とともに生み出され、 今後もより広がって行くであろう様々な労働の 類型にも目を向け考察を行っていることは傾聴 に値する。

本書は、様々な労働に関わっている当事者に こそ読んでいただき、「現代的労働負担」を取り 除く手だてを共に考えて頂きたいものである。

1 本書の内容と構成

本書は、「参与観察」を武器に、筆者が2つの 代表的な自動車メーカー(いすゞとトヨタと思 われる)に期間従業員として労働に関わった体 験をもとにした書物である。本書の構成は以下 のようになる。

「序章 本書の課題と構成」では、「リーン生 産方式」に目を向け、この方式の普及過程とこ の間争点とされてきたことを提示している。「第 1章 リーン生産方式:徹底したムダの排除」 では、リーン生産方式の特徴を整理し、厳しい 働き方が不可避になっている事情を明らかにし ている。「第2章 リーン生産方式の人的活用の 特徴:『肯定派』の見解を中心にして」では、 『肯定派』の主張を中心に、リーン生産方式の 人的活用の仕組みに関する見解を整理している。 「第3章 X自動車の事例:相互監視と暗黙の 職場規制」では、X自動車(いすゞ?)での参 与観察にもとづき、筆者の分析と見解を提示し ようとする。「第4章 A自動車の事例:高生産 性を生み出すメカニズムと労働者の反応」では、 1996年8月から11月までの3ヵ月、A社(トヨ タ自動車田原工場)での参与観察にもとづき、 リーン生産方式における労働実態を明らかにし ようとした。

「終章 『肯定派』の虚構:フォード・システムにおける労働者保護の仕組みの再評価」では、 X社とA社の参与観察の結果をまとめるととも に、そこからどのような現実的、政策的な含意 が引き出されるのかを明らかにしている。また「補論 参与観察の系譜」では、「参与観察」とは何かの確認をし、ついで「参与観察の系譜ー参与観察」がどのように始まり、いつごろ労働研究分野に導入され、どのような実証的、理論的成果を残しているかをたどっている。

2 本書の特徴

本書を貫く柱は、「参与観察」によって、トヨタシステムへの『肯定派』の虚構を実証しようとした点にある。その結果、X社とA社との表面的な差違は見られるものの、その違いは量的なものでしかなく、効率性を求める点では両社は本質的には同じであるという結論に到達している。

本書では次の3つを課題としている。①リー ン生産方式の特徴を整理し、厳しい働き方が不 可避になっている事情の整理 ②本書では肯定 派の根拠を4つに整理して明らかにし、それに 対する批判派の見解を整理 ③参与観察にもと づき、リーン生産方式における労働のあり方、 技能形成の実態の明白化である。厳しい働かせ 方は、「徹底したムダの排除」を前提とするリー ン生産方式が、必要生産量を前提にコスト削減 を図ろうしていることによる。またリーン生産 方式の肯定派の4つの根拠である、「非常時への 高い技能」「小集団活動へ労働者の積極的参加」 「他能工化による幅広い知識・技能形成」「チー ム制による非権威主義的な管理のあり方の実 現」を紹介して、批判派の見解を示しているが、 筆者の参与観察の結論は、肯定派の主張とは結 びつかなかったことは明らかである。否、リー ン生産方式の働かせ方の方が数段厳しいもので あることを明らかにしている。

筆者の課題を遂行することは、文献研究だけではもとより、限られた聞き取りだけでも限界があるのは明らかである。本書は「参与観察」という形で、生産現場で直接労働に関わったが故に、従来「神話」とされてきた肯定派の主張を覆すには、十分に説得力をもった書物といえよう。

Ⅲ 伊原亮司『トヨタの労働現場 ダイナミズムとコンテクスト』

1 本書の内容と構成

本書は、筆者もいうように自動車工場の「体感的」労働現場研究である。本書は筆者が2001年7月24日から11月7日までの3ヵ月半あまり、一期間従業員としてトヨタ自動車(衣浦工場)で働きながら、労働現場の実態をみてきたものである。トヨタシステムへの評価が、現在肯定的な評価が主流をなすのに対して、筆者はまずトヨタの労働現場の実態を把握するためにまずトヨタの労働現場を『体感』したものである。労働現場のあり方を経営側の説明から推測したり、生産システムから演繹的に導き出したりするだけでなく、現場の視点から検証すること、現場における「コンテクスト」を丹念に読み解くことが必要だというのが筆者の出発点である。

本書の構成は以下の通りである。「序章 入 社」では、採用から職場配属にいたる過程を、 「第1章 工場・組・勤務形態」ではこの企業の この工場の組織機構について触れ、「第2章 現 場労働」では配属された組み付け、検査、梱包 の諸作業についての考察がなされ、「第3章 現 場労働者の「熟練」」と「第4章 現場労働者の 「自律性」」では、従来の肯定派の主張に対して、 実体験を通した観察により、その主張の弱さを 示している。「第5章 労働現場における管理過 程」「第6章 選別と統合――労務管理の実態と 労働者の日常世界」「第7章 労働現場のダイナ ミズム」でも、『体感的』労働を体験したものに しか不可能な労働現場の実態を描写している。 「終章 退社――労働市場と労働現場」では、共 に働き生活した期間従業員への聞き取りと自ら の退社までの経過が記述されている。最後に若 手研究者らしく、「補論 日本の自動車工場の労 働現場にかんする調査研究の動向 ――「熟練」 にかんする議論を中心に――」を紹介している。

2 本書の特徴

本書は、大野氏の著書以上に現場にこだわっている。トヨタシステムによる働かせ方は、時代とともに変遷している。80年代末から90年代初頭にかけて、ちょうどバブル経済の絶頂期、企業は深刻な人手不足に悩まされた。現場労働は「3K」と嫌われて人が集まらず、入社してもすぐに辞めてしまう。このような厳しい経営環境に直面したのである。その問題に対処すべく、トヨタはドラスティックで試行錯誤の「変革」に着手する。そうした中での「労働体感」であった。本書からは「体感者」のみ知り得る実態が紹介される。

トヨタは、これまでの人と機械を分離させる「自働化」を改め、「人と機械を共存させる自働化」を考案した。長大なラインをところどころで区切って、ライン・ストップのプレッシャーを軽減させ、さらには単純作業の寄せ集めにすぎなかった従来の作業を車両機能ごとにまとめ、労働者が自らの労働の意味づけを行いやすくした。ほかにも、組立ライン作業の困難度を定量化し、困難度の高い作業を改善することで若手労働者の定着率を高め、高齢者や女性にも働ける現場づくりをめざした。そうした改善にもかかわらず、生産現場での労働の苦痛はなくなってはいない。著者は期間工だから勤めることができたと本音をはいている。

本書は現在のトヨタシステムの生産労働の姿と働かせ方を知るには絶好の書物である。本書は、『自動車絶望工場』の著者である鎌田慧氏も絶賛している。鎌田氏の著書が30年前に出版され大反響をよび、どういう訳か地元の書店の店頭から姿を消してしまったことは今も語り継がれた事実であるが、30年たった現在、本書の記述は当時の労働現場や企業を取り巻く環境をタイムスリットさせながらも、それ以上に効率的で非人間的な実態であることを明らかにしている。日記風の記述も交えながら、現場労働者に

とっても読みやすい書物である。

まとめ

我が国の大企業の労働現場での働かせ方の実態は、今なおけっして生やさしいものではないことを、これら3冊は教えてくれている。労働が人間にとってやりがいではなく、苦痛しかもたらさず、少なくない労働者が、仕事を終えた後のストレス解消手段として、ギャンブルなどの刹那的な享楽をともなった遊技に発散していることは、その事実を物語っている。

だからこそこれら3冊は、労働者の生の声の聞き取りや「参与観察」や「体感労働」の差はあれ、労働実態のすさまじさを明らかにしたものとして、しかも肯定派・礼賛本が巷に氾濫する中での対抗的分析として、貴重な財産となりうる。工場の正門からしか入手できない労働者の声を普遍化している肯定派の研究者はもちろんのこと、このような労働に携わっている人にこそ是非読んでほしい書物である。

(千田 忠男『現代の労働負担』 文理閣 2003 年2月刊・6000円・大野 威『リーン生産方式 の労働ー自動車工場の参与観察にもとづいて』 御茶の水書房 2003年4月刊・2800円・伊原 亮 司『トヨタの労働現場 ダイナミズムとコンテ クスト』 桜井書店 2003年5月刊・2800円)

(さくらい よしゆき・

愛知労働問題研究所所員)



近松順一著

『戦後高度成長期の労働調査』

藤吉信博

本書の最大の特徴は、1955年から73年にわたる高度成長期における、「底辺」、「下層」の人々に愛情をもって、彼ら・彼女らの貧困の実態を、階級的視点を明確にして、克明に分析していることである。

著者は、研究者があまり目をむけてこなかった研究対象の実証研究を上梓する意義について「きわめて不十分な筆者の研究ではあるが、歴史研究としてはなにがしかの意味があるかもしれない」と謙遜されている。しかし、いまこそ本書は熟読玩味されるべきであろう。高度成長期をつうじて蓄積されてきた貧困化は、バブル崩壊後、小泉自民党・公明党・保守新党の連立政権が推進する大企業のリストラ強行によって、未曾有の失業・雇用不安・貧困の全般化・深刻化の様相をつよめているからである。まさに時宜に適した発刊といえよう。

本書は、4部と補論の12章および「近松順一教授 の人と業績」から構成されている。

第 I 部「賃金格差をめぐる諸問題」は、「最低生活費をまかなうのに、消費単位あたり 1 万5,000円見当の賃金」を基準に、規模別・性別・産業別・地域間賃金格差を分析し、30~99人規模の労働者は、1,000人以上規模の労働者と比較すると、「もう一度この14年間を働くことによってしか、大企業労働者と同額の生涯賃金を得ることはできない」(8頁)、

「職員層を別とすれば、一般的にいって職場労働者層は、1,000人以上規模経営の労働者層のみ、年功賃金制度のもとで前述の仮定した『最低生活』をぎりぎり営めるのであって、それ以下の層は、正常の形態ではそういう生活さえも維持できない」(11頁)、

「女子労働者の規模別賃金格差の問題は、…日本の 低賃金構造——規模別賃金格差を形成し、維持する 役割の重要性ということに焦点がしぼられる」(12頁)、「中小企業の労働者がつくりだした剰余価値の一部が大企業に収奪され…中小企業の低蓄積、その労働者の低賃金の原因となる」(13頁)などの重要な命題を析出されておられる。今日深めなければならない論点といえよう。

第Ⅱ部「小規模小売業の労働の諸問題」は、「小売商店の特質である長時間労働」を詳細に分析し、

「小規模小売業の営業時間、労働時間は消費者の『生活時間構造』に規制される」から(69頁)、小売業の労働時間短縮は「国民的労働慣行の変化」に規定され(72頁)、「組織労働者の労働時間短縮要求と相まって」進む(97頁)という命題も、労働基準法の抜本的改悪が強行され、不安定就業労働者の増大と法定労働時間規制緩和による長時間労働と生活時間構造の変化が深刻な問題となっている今日、再度検証されるべき論点といえよう。

第Ⅲ部「建設労働者の諸問題」は、東京神楽坂における旧式な土木労働者による地下鉄工事と川崎市における近代的シールド工法の下での導水路築造工事を通して、土木労働者の実態を解明した論文として、各方面から高く評価されている。特に、後者の論文は、氏原・江口両教授を中心にした日本人文科学会編『佐久間ダム』研究の方法論を一面で摂取すると同時に、批判的な方法論によって執筆されている。それは『佐久間ダム』の研究が労働過程論に基づく分析であるのに対して、近松氏は価値増殖過程論にもとづく分析方法を用いて氏原教授たちの論文を批判したからであるという(近松順一教授の人と業績(388~390頁))。

第IV部「家内労働の諸問題」は、家内労働の労働の類型化と顕著な変化の分析を通して、実質的な労働者である家内労働者の実態を解明している。今日、広範化するテレワークの分析にも示唆を与えているといえよう。

補論の「『技術革新』下の職業病発生の基本的要因についての考察」は、頚肩腕症候群を労働災害として認めない資本家とその立場を擁護するイデオローグとのイデオロギー闘争の論文である。過密労働と過労死が社会問題となっている今日、再度学ぶべき論文であるといえよう。「社会保障制度とは何

新刊紹介-

か」はこの問題を考察する場合、「階級的対立をぬきにしての考察は不十分となる」(380頁)ことを強調されているが、小泉内閣が強行する社会保障制度改悪に反対して、国民対案を掲げ、社会保障の充実をもとめる共同を推進するうえで、重視すべき観点であろう。

田中重博茨城大学教授が執筆された「近松順一教 授の人と業績」で知りえたことであるが、博士課程 進学論文「賃金の労働力価値以下への切り下げにつ いて」(未発表)において、近松氏は、「マルクスの 『賃金・価格・利潤』中、いわゆる『生活水準』と 訳されている用語は正確には『生活標準』と訳すべ きであるとし、また、マルクスの労働力の価値規定 における『いわゆる必然的欲望』(『資本論第1巻』) を重視し、一定の国の一定の文化段階においては労 働力の価値規定を決定する生活物資の質と量は、現 実の社会から生まれてくる『生活標準』によって決 まる、と主張した」(385頁)と解説されている。私 は近松氏に、その未発表の論文は手元に存在するの かを問い合わせたのであるが、どこかにはあるであ ろうとの返答であった。是非読んでみたいと思うの は私だけではないであろう。

> (御茶の水書房・2003年3月刊・5600円) (ふじよし のぶひろ・労働総研事務局次長)

矢吹紀人・相野谷安孝著

『国保崩壊』

全国労働組合総連合編

『社会保障読本』

相澤與一

2003年4月から、ついに健康保険(と共済組合)の被保険者までも、国民健康保険並みに窓口負担を3割とされ、かつては窓口負担がゼロだった70歳以上の高齢者も1割負担とされ、筆者のように働いている高齢者は2割負担とされた。かつて自民党政府自身が国民健康保険を健康保険制度にそろえるよう改善したいと公言していたが、その後の政策は正反対の路をたどり、最劣等の国保並みにそろえられたわけである。小泉「改革」は、巨大企業と巨大銀行の

利潤獲得能力を強めるために巨額の血税を注入しながら、中小企業と労働者に大量のリストラ整理を強いて仕事・雇用と賃金を破壊するとともに、国民の社会保障と社会福祉を構造的に破壊し続けている。 それが医療保障分野でも多くの人を殺すまでになった。

社会保障・社会福祉構造改悪は、やはり介護保険 の導入を引き金として加速された。介護保険そのも のが公的措置保障責任を廃止し有料契約制度に転換 する構造改悪だったのだが、残念ながらその本質理 解については「有識者」も民主政党内でも意見が分 かれた。そして公的措置保障が欠如する中での介護 地獄蔓延のもと、政府と多くのマスコミの宣伝に乗 せられ、介護保険は住民=利用者の自主的選択権と 制度運営への参与に道を開き、制度の民主化と住民 利用権をもたらすものであるかのごとく捉えられる 風潮が強められた。そして、介護保険の見直しに際 しても、それを廃止し公的措置保障の民主的再構築 を主張する論議は弱く、部分的改良を求める主張が 大勢を占めた。なるほど介護保険は介護地獄の中で 住民のニーズの顕在化を喚起し、介護利用を増やし、 ある程度、被害の緩和要求と住民参加要求を喚起し た。それにしても介護保険は社会保障・社会福祉構 造改悪の第一歩とされたことは、それが引き出した 医療保険改悪と年金改悪の端緒を見ただけでも明ら かなのである。

介護保険の保険料と利用料そのものが、それまで 取らなかったお金を強制的に取るのだから、国家的 追加収奪制度であったのであるが、その保険料徴収 をつよめるために、まず年金受給者からは強制天引 きするという公的年金の公的盗奪とも云うべき前例 のない徴収制度を導入し、決定済みの年金を引下げ る暴挙に道を開いた。年金受給者の過半をしめる国 民年金保険金だけの受給者の場合、せいぜい生活保 護の生活扶助基準をはるかに下回る5万円前後なの だが、非課税世帯の低年金からも介護保険料を控除 するのである。だからひどい年金の引下げである。 まして学生無年金障害者たちからまでふんだくるの だから、はげたかである。それで今回の総選挙の争 点である公的年金の抜本改悪への路は開かれた。無 年金障害者だった愚息の場合、親が国民年金保険料

の支払いを強いられたあげく、2000年1月にまった く(障害)年金を受けられずに死んでしまった。皮肉 にも介護保険料の支払義務が発生する直前に逝った。

また、他方では、介護保険料強制徴収のために医療保険料に介護保険料を上乗せし合体して徴収する制度をつくり、国民の選択権をうばった。とくに国民健康保険に対する国庫負担分の大幅削減と、小泉構造改悪が政策的に促進したリストラ・失業と経営の危機・倒産のなかで失業者と稼働労働者の健保から国保への大量移動が進行することによって、国保の財政危機が創り出された。その国民健康保険の被保険者に対し介護保険の導入は二重の打撃を与えた。

矢吹紀人・相野谷安孝著

『国保崩壊』

つまり、一つにはますます割高となり支払困難が 増えている国保の保険料に介護保険料を上乗せ合体 させて徴収することにしたことで、保険料を払えな い未納者をいっそう増やしたことである。もう一つ は、そのうえ国保保険料未納者への罰則を強めたこ とである。この点について、本書の「解説」はこう 紹介した。「1997年12月に成立し、2000年4月から実 施された介護保険制度によって、40歳以上は介護保 険料を徴収されることになった。40歳から64歳の国 保料・税に介護保険料が上乗せされた。このため、 滞納者がいっそう増加することが予想された。そこ で政府は、介護保険制度創設とともに国保法を『改 正』し、資格証明書ならびに短期保険証の発行を自 治体に義務づけ、対象者への科料10万円の徴収とい う罰則まで導入した。これまで、自治体の裁量に任 されていた資格証明者の発行を、滞納期間によって 発行しなければならないものにしたのである」(219 頁)。その結果、保険証の未交付、資格証明書と短期 保険証の大増発が行われ、惨事を続発させている。

本書の本体は、矢吹の「見よ!『いのち切り捨て』 政策の悲劇を」と題するなまなましいルポルター ジュである。そこでは悪政による人々の痛苦と悲鳴 と犠性死が報告され、その加害者が告発され、それ でもなお果敢に「国保運動が地域を変える」営みが 続いていることを報じ、我々を励ます。そのあとに 付記された相野谷の「解説 国保をめぐる根本問題」は、分かりやすく問題の核心を解説している。読みやすく、実に内容の濃い有意義な本である。多くの人に読まれ活用されてほしい良書である。

全国労働組合総連合編

『社会保障読本』

たったの126頁によくぞこんなに多くの内容をこんなに分かりやすく盛り込んだものだ。感心にたえない。ぜひ全労働者、できたら全国民が読んで、大いに議論してほしいものだ。先の総選挙では年金改悪か年金改良かが問われた。年金問題だけでもこれだけの内容があれば、大いに活動に約立つだろう。

叙述はあくまでも平易に、内容は次のように包括 的である。

第1章 社会保障ってなんだろう。

第2章 社会保障の歴史

第3章 政府の社会保障構造改革と現状

政府の社会保障構造改革のねらい 社会保障闘争の基本と展望

第4章 欧米諸国から見た日本の社会保障

制度別にみた問題と課題

第5章 あらゆる階層との共同と連帯を

資料編

この本のすぐれた特徴は、もうひとつ、年表と多くの資料が収載されていることと、図表が28も作成・収録されていることである。さぞかし作成と取捨選択に苦労されたことであろう。いずれもとても分かりやすく使い勝手のよい図表ばかりである。ぜひ手にとって読み、活用してほしい。

『国保崩壊』(あけび書房・2003年5月刊・1700円) 『社会保障読本』(学習の友社・2003年3月刊・1000 円)

(あいざわ よいち・労働総研常任理事)

今号は「時の焦点を読む」を特集しました。3本の論文が寄せられました。中本悟氏の「アメリカの「雇用なき景気回復」のゆくえ」では、アメリカン・コーポレートガバナンスについて詳しく説明されています。特に、個人消費の家計が株式市場に依存している点が興味を引かれるところです。また、三好正巳氏の「「日本経済団体連合会新ビジョン」を斬る」では、新ビジョンの性格がよく分かります。特に、多国籍企業の戦略として位置づけている点に注目されている点は重要です。山田隆氏の「労働力政策の新段階―若者自立・挑戦プラン」では、今日の雇用政策の特質が良く分かるとともに、特に、若者を中心とした偽装雇用の問題を追及しています。それぞれに読み応えのある論文です。国際・国内動向の2つの報告、加藤益雄氏のメキシコでの公務労働省の組織化とILOの活用をテーマとした国際交流報告と篠塚裕一氏のリストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流集会の報告もあわせてお読みいただきたいと思います。

「労働総研クォータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。 FAX・郵送・Eメールいずれでも結構です。

《送り先》 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403 電話03(3940)0523

FAX03(5567)2968

E-mail: rodo-soken@nifty.ne.jp

季刊 労働総研クォータリー No.52 (2003年秋季号) 2003年10月1日発行

編集·発行
労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523

ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968

http://www. yuiyuidori, net/soken/

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

自立をめざすまちづくり◀

平成の大合併と小規模町村の未来

(長野県泰阜村)

新読み方つくりでを開いた。一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点を開います。

さらに合併財政シミュレーションのつくり方と計算方法を追加した。最新のデータに差し替えるとともに、交付税算定のしくみを大幅に加筆、大きな誤解が横行している。新版にあたり、国の合併支援措置の数字を「合併すれば、合併前の交付税額がそのままや年間保障される」という初村尤而・にいがた自治体研究所 編●B5判150頁 本体1800円

ないせい ふきゅう

「内省不疚」の心でまちをつくる

改革の理念と、出張役場制度など具体的改革案を提示する。矢祭(やまつり)町が、職員のプロジェクトチームで作ったその行政自立だからこそ、住民のくらしに合った行政改革が可能だ。福島県根本良一(矢祭町長)・保母武彦 編著●A5判104頁 本体952円根本良一(矢祭町長)・保母武彦 編著●A5判104頁 本体952円根本良一(矢祭町長)・保母武彦 編著●A5判104頁 本体952円根本良一(石島県大祭町)

「安心の肘」は自律の肘

知られる長野県泰阜(やすおか)村の実践的自律プラン。行政の政策決定がより身近でなされるところにこそある。在宅福祉で田畑や山を守ってきた山村の高齢者らが暮らし続けられる条件は、松島貞治(泰阜村長)・加茂利男 著●A5判106頁 本体1000円

自立をめざす村

長野県の北端に位置する栄村。その、村の中でお金が環流するシス高橋彦芳(栄村長)・岡田知弘 著●A5判106頁 本体1100円一人ひとりが輝く暮らしへの提案 (長野県栄村)

ムを整備

2600人の村が自立するための営みを紹介する。

柴田徳衛版東京物語

東京の常識は世界の近常譜

く住み慣れた著者の目を通して見た「目からウロコ」のエッセイ集。ることが見えてくる。都市問題・都市政策に精通し、西欧都市に長東京のそれが非常識であること、それが日本全体の非常識に由来す東京に暮らして、当然と思ってたことも、西欧の都市に住むと、東京に暮らして、当然と思ってたことも、西欧の都市に住むと、東京に暮らして、当然と思ってたことも、西欧の都市に住むと、東京に暮らして、当然と思ってたことも、西欧の都市に住むと、東京に暮らして、当然と思って見いる。

シリーズ地方自治構造改革を問う①

「構造改革」と自治体再編

した、共同研究の成果。 実証的に分析し、その矛盾・不合理をさまざまな角度から究明実証的に分析し、その矛盾・不合理をさまざまな角度から究明今日の「構造改革政策」が地方自治体に何をもたらすかを、加茂利男 編著 本体2800円

Q&A 地方財政構造改革とはなにか

●「三位一体の改革」と自治体財政

発売中!

容と地方自治体への影響を、Q&A形式でわかりやすく解説。地方交付税、国庫補助負担金、税源移譲をめぐる議論の内地方交付税、国庫補助負担金、税源移譲をめぐる議論の内平岡和久・森・裕之 著・本体1600円

自治を問う住民投票・抵抗型から自治型の運動

性を提示した力作。 全国に広がっている。現場に取材し、住民自治の新たな可能全国に広がっている。現場に取材し、住民自治の新たな可能、大規模公共事業だけでなく、合併の是非を問う住民投票が、上田道明 著 本体2800円

入門 現代地方自治と地方財政 現代自治選書

自治・地方財政の最新の教科書である。の改革をめざして書きおろした、21世紀にふさわしい地方の改革をめざして書きおろした、21世紀にふさわしい地方分権社会の実現とそれをささえる分権的税財政システムへ重森 曉 著 本体2500円

自治体研究社

〒 162-8512 東京都新宿区矢来町 123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933 http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/

地方自治のゆくえ平成の大合併・

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO. 52 Autumn Issue

Contents

Special Articles: Read Today's Focal Points

- * Where will U. S. "Economic Recovery without Employment" lead? Satoru NAKAMOTO
- * Countering "Nippon Keidanren's New Vision for Japan"

Masami MIYOSHI

* New Stage of Workforce Policy — Plan to Help Self-Reliance and Challenge of Young People

Takashi YAMADA

Information at Home and Abroad

- * Organization of Public Service Employees and Use of ILO Report on the International Exchange Meeting of Trade Unions from Four Countries

 Masuo KATO
- * National Exchange Meeting to Oppose Corporate Restructuring and to Defend Employment and Regional Economy Indicated the Direction of a New Development of the Movement against Restructuring

 Yuichi SHINOZUKA

Book Review:

* "History of Theoretical Development of Labor Movement (two-volume)" by Yoshihisa TOKITA

Kazunori OHKI

Yoshiyuki SAKURAI

* Point at Issue: How to Read Toyota's Production System
"Burden Share of Labor Today" by Tadao CHIDA
"Labor in Lean Production System," by Takeshi OHNO

,

Introduction of New Publications:

"Toyota's Workplace, "by Ryoji IHARA

- * "Labor Research in Post-war High Economic Growth Period," by Jyun'ichi CHIKAMATSU Nobuhiro FUJIYOSHI
- *"Collapse of National Health Insurance, "by Norito YABUKI and Yasutaka AINOYA "Social Security Reader," edited by Zenroren

Yoichi AIZAWA

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403

> 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.52 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)